

2012 年度卒業論文

山田正雄ゼミナール

**ICT 利活用による性犯罪再犯防止対策**  
—体内インプラント型 RFID タグの可能性—

日本大学法学部 公共政策学科 4 年

学籍番号 : 0950128

高橋 千里

## はじめに

---

まず筆者は、凶悪犯、とりわけ性犯罪者の人権は剥奪されるべきであるという見解をここに表明する。

2004年に、奈良市において小学1年生の有山楓ちゃん誘拐殺害事件が発生した。裁判所は元新聞販売員の被告人に、求刑どおり死刑を言い渡し、その後、刑が確定した。当時、日本には性犯罪の再犯防止措置に関する法律が存在しなかった。世論の煽りも受け、この事件を契機に、警察、検察、矯正、保護の各関係方面は、性犯罪前歴者から児童を保護するための政策立案、および対策が求められることとなった。その後、2006年より、矯正施設および保護観察所において、性犯罪者処遇プログラムが初導入された。当初、体系的かつ科学的なプログラムの再犯防止効果が大いに期待された。だが、十分な効果を発揮したとは言い難いことは元より、杜撰な管理体制に目も当てられぬ状況である。

性犯罪の最高刑は死刑ではない。看過できないのは、如何なる性犯罪者もゆくゆくは社会復帰を果たすという忌々しき現実である。無論、完全に更生した後に出所する者も存在するであろう。だが、先述したように処遇プログラムは万全ではなく、性犯罪者の危険因子を壊滅させることはおろか、一時的な効果さえも疑わしい。一般市民が平和な生活を送るためには、数年の保護観察や、その後の不確かな追跡調査だけではあまりに不十分である。強姦罪や強制わいせつ罪等の性犯罪が被害者の死傷を伴うことや、未成年者が標的となる事例が少なくないこと等、その被害はあまりに深刻である。確かに、感情論による死刑求刑は過剰である。だが、半永久的に監視下に留め、彼らの詳細な個人情報の公開を望む程度は、許容範囲内であると考ええる。再犯防止への有効性だけでなく、社会的抑制に直結し、性犯罪者予備軍への牽制になるに違いない。

しかしながら、既に犯罪者の個人情報公開に踏み切っている諸外国は少なくない。その対策を以てしても、再犯率の顕著な低下を確認することはできなかった。そこで注目したのは、現代社会のユビキタス化を推進する上で重要な基盤技術として脚光を浴びているRFIDタグである。日本では、製造や物流、マーケティング、セキュリティ等、多岐にわたる分野においてRFIDタグの利活用が実現されている。このRFIDタグを犯罪者へ埋め込むことによる監視システムが、性犯罪者の再犯防止対策への可能性を秘めているのではないかと考えた。

本論文は、日本と諸外国における性犯罪者の再犯防止対策に焦点を定めている。その理由として、以下2点を挙げる。1点目は、日常的に性犯罪の悲惨なニュースが目飛び込んでくることにある。昨今の性犯罪発生件数は減少傾向にあるという。しかしながら、マスコミの報道体制の変化も手伝ってか、成人女性のみならず児童が、その被害の対象となる事件が少なくないように感じる。また、市民感覚を取り入れるべく導入された裁判員制度において、性犯罪に対する量刑が厳罰化の傾向にあるとの発表にも注目した。つまり、性犯罪は社会的影響が至極強い犯罪であるといえる。2点目は、参考資料を探している中で、

性犯罪を扱うことそのものがタブー視されているように感じたことにある。既成概念を打破することはこの上なく痛快である。国内の性犯罪を扱った文献は、海外の文献よりも圧倒的に数が少なく、本研究を進めるにあたっては多大な苦勞を強いられた。刑法専攻でないゼミナールにおける本テーマの研究は多少躊躇したものの、性犯罪をめぐる由々しき事態を少しでも好転させたく、題材として選択することとした。

## 目次

---

### はじめに

1 性犯罪の概況.....	-7-
1.1 性犯罪の実態	
1.1.1 被害件数	
1.1.2 強姦罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移	
1.1.3 強制わいせつ罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移	
1.1.4 発生場所	
1.2 被害者と加害者	
1.2.1 被害者と加害者の関係	
1.2.2 被害者の年齢層	
1.2.3 加害者の年齢層	
1.2.4 加害者のタイプ	
1.3 被害による影響	
1.3.1 健康上および精神上被害	
1.3.2 身体上被害（死傷者数）	
1.4 考察	
2 日本の性犯罪再犯防止対策.....	-16-
2.1 矯正施設における性犯罪者処遇プログラム	
2.1.1 概要	
2.1.2 対象者	
2.1.3 実施体制	
2.1.3.1 性犯罪者調査実施施設	
2.1.3.2 プログラム実施施設	
2.1.4 構成および内容	
2.1.5 結果	
2.1.6 考察	
2.2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム	
2.2.1 概要	
2.2.2 対象者	
2.2.3 実施体制	
2.2.4 構成および内容	
2.2.4.1 導入プログラム	
2.2.4.2 コア・プログラム	
2.2.4.3 指導強化プログラム	

- 2.2.4.4 家族プログラム
- 2.2.5 結果
- 2.2.6 考察
- 2.3 今後の課題
- 3 海外の情報公開による性犯罪再犯防止対策..... -26-
  - 3.1 アメリカ
    - 3.1.1 概要
    - 3.1.2 ウェッターリング法
      - 3.1.2.1 1994年ウェッターリング法
        - 3.1.2.1.1 登録対象
        - 3.1.2.1.2 届出義務
        - 3.1.2.1.3 登録期間
        - 3.1.2.1.4 情報公開
      - 3.1.2.2 1996年改正法（ミーガン法）
      - 3.1.2.3 ジェシカ法
    - 3.1.3 ニュージャージー州
      - 3.1.3.1 登録対象
      - 3.1.3.2 届出義務
      - 3.1.3.3 再犯リスクの評価
      - 3.1.3.4 情報公開
        - 3.1.3.4.1 提供内容
        - 3.1.3.4.2 提供範囲および方法
    - 3.1.4 課題
      - 3.1.4.1 遡及処罰および二重処罰
      - 3.1.4.2 平等保護条項
      - 3.1.4.3 プライバシー
      - 3.1.4.4 登録制度の強制
    - 3.1.5 効果
  - 3.2 イギリス
    - 3.2.1 概要
    - 3.2.2 性犯罪法
      - 3.2.2.1 法改正要求
      - 3.2.2.2 法改正（サラ法制定）
      - 3.2.2.3 2003年法制定
        - 3.2.2.3.1 届出対象
        - 3.2.2.3.2 届出義務

- 3.2.3 公衆保護命令
    - 3.2.3.1 2003年法に基づく命令
      - 3.2.3.1.1 届出命令
      - 3.2.3.1.2 性犯罪予防命令
      - 3.2.3.1.3 外国旅行禁止命令
      - 3.2.3.1.4 性的危害危険防止命令
    - 3.2.3.2 その他の法律に基づく命令
  - 3.2.4 情報公開
    - 3.2.4.1 非公開の原則
    - 3.2.4.2 例外措置
  - 3.2.5 効果
  - 3.3 カナダ
    - 3.3.1 概要
    - 3.3.2 性犯罪者情報登録法
      - 3.3.2.1 届出対象
        - 3.3.2.1.1 命令による場合
        - 3.3.2.1.2 通告による場合
      - 3.3.2.2 届出義務
      - 3.3.2.3 届出期限
      - 3.3.2.4 届出期間
        - 3.3.2.4.1 命令による場合
        - 3.3.2.4.2 通告による場合
      - 3.3.2.5 情報管理
      - 3.3.2.6 情報公開
    - 3.3.3 各州における取り組み
      - 3.3.3.1 オンタリオ州
      - 3.3.3.2 マニトバ州
      - 3.3.3.3 アルバータ州
    - 3.3.4 課題
  - 3.4 考察
- 4 海外のその他による性犯罪再犯防止対策..... -43-
- 4.1 韓国
    - 4.1.1 GPS 端末の装着
    - 4.1.2 化学的去勢
  - 4.2 台湾
    - 4.2.1 監視システム

5 体内インプラント型RFIDタグ..... -46-

5.1 RFIDとは

5.1.1 定義

5.1.2 基本構造

5.1.3 種類

5.1.4 特徴

5.1.5 留意点

5.1.6 考察

5.2 インプラント

5.2.1 実態

5.2.2 課題

5.2.3 異聞

結びに代えて

参考文献

参考URL

## 1 性犯罪の概況

### 1.1 性犯罪被害の実態

#### 1.1.1 被害件数

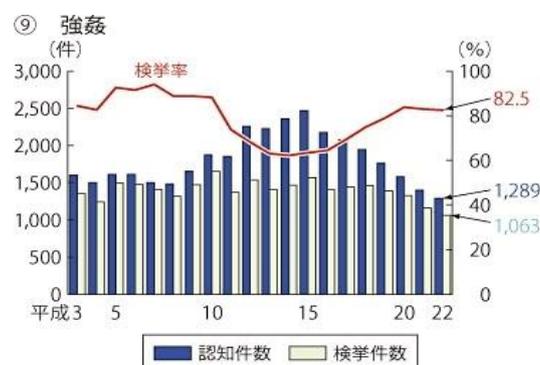
警察庁が公表している性犯罪の認知件数は、2011年において、強姦罪 1,185 件、強制わいせつ罪 6,870 件（女性 6,709 件、男性 161 件）である。一方、法務総合研究所が 2008 年に実施した第 3 回犯罪被害実態調査<sup>(1)</sup>結果によると、性的事件による犯罪被害について過去 5 年間に警察等の捜査機関へ被害を届け出た比率はたったの 13.3%とされている。性犯罪被害者の大半は泣き寝入りしている現状があり、暗数の規模は計り知れない。なお、本調査における回答率は 62.0%、回答者は 3,717 人（男性 1,756 人、女性 1,961 人）であり、性犯罪被害の闇の深さがうかがえる。警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大や相談電話の設置等、被害申告を促進するための対策を推進してはいるものの、依然目立った効果は確認されていない。

#### 1.1.2 強姦罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移

図-1 は、平成 3 (1991) 年から平成 22 (2010) 年における強姦罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移である。認知件数は、平成 9 (1997) 年から増加傾向にあり、平成 15 (2003) 年には 2,472 件を記録した。しかしながら、翌年から減少に転じている。検挙率は、平成 10 (1998) 年から低下し、平成 14 (2002) 年に戦後最低の 62.3%を記録したものの、翌年から上昇ないし横ばい傾向にある。

認知件数の増加と検挙率の急激な落ち込みは、1996 年に制定された「被害者対策要綱」が影響していると考えられる。この制定に伴い、警察署や主要な駅に相談窓口が設置された。以前より相談しやすい環境が確保され、目新しくもあつたためか、一時的ではあるが潜在化しやすい性犯罪を顕在化させた。結果、認知件数が増加したものの、捜査や検挙が追い付かず、検挙率の低下と連動したものと推測できる。

【図-1：強姦罪の認知件数・検挙件数・検挙率】



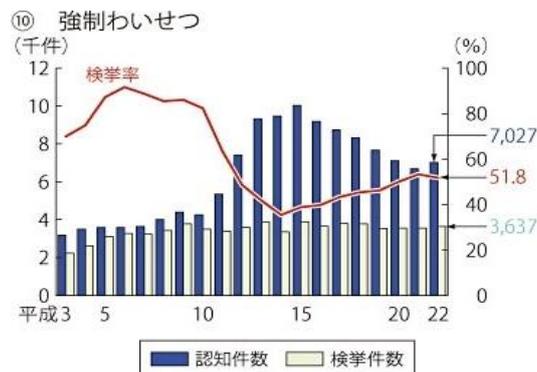
(『平成 23 年度版犯罪白書』「一般刑法犯 (主要罪名) 認知件数・検挙件数・検挙率の推移」より)

### 1.1.3 強制わいせつ罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移

図-2 は、平成 3（1991）年から平成 22（2010）年における強制わいせつ罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移である。認知件数は、平成 11（1999）年以降急増し、平成 15（2003）年には戦後最多の 10,029 件を記録した。翌年から減少傾向にあるものの、依然として高水準を保持している。検挙率は平成 11（1999）年から急低下し、平成 14（2002）年に強姦の検挙率同様、戦後最低の 35.5%を記録した。翌年から上昇しているものの顕著な成果を出していない。

これは、先述した強姦罪同様、1996 年に制定された「被害者対策要綱」が影響していると考えられる。根拠となる資料や統計を見つけることはできなかったが、駅に設置された窓口への痴漢相談が殺到し、被害の届け出が急増したことが推測される。電車内における痴漢被害は年々深刻化しており、強引な犯行が強制わいせつ罪としてカウントされても何ら不思議ではない。認知件数を跳ね上げるには十分であろう。しかしながら、痴漢の検挙は現行犯以外では非情に困難である。無論、ケータイの動画機能を用いた撮影等によって痴漢の証拠を提示することができた場合、捜査の一助となるため、逮捕へと直結する可能性は非常に高くなる。だが、現実的には犯人の大半が逃走に成功し、また、被害者や周囲に動画撮影を試みる余裕があるわけもない。証拠不十分により立件が困難となるケースが少なくないのが現状である。結果、認知件数のみが急増し、検挙率が急落したものと考えられる。

【図-2：強制わいせつ罪の認知件数・検挙件数・検挙率】



(『平成 23 年度版犯罪白書』「一般刑法犯（主要罪名）認知件数・検挙件数・検挙率の推移」より)

### 1.1.4 発生場所

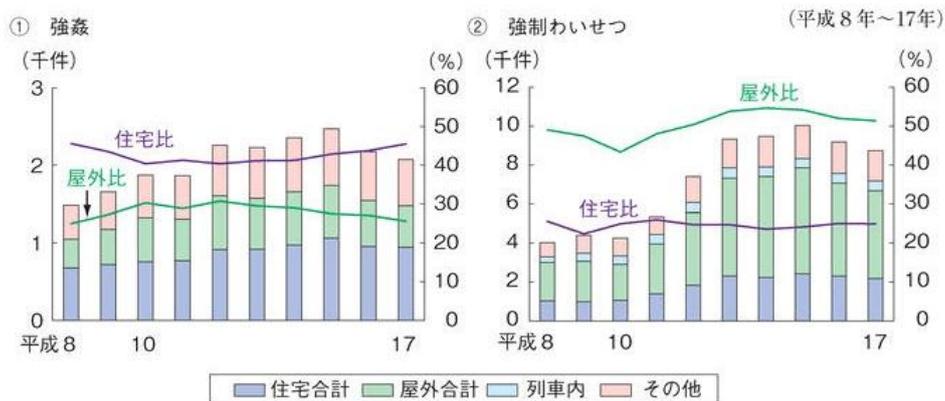
図-3 は、平成 8（1996）年から平成 17（2005）年における強姦罪および強制わいせつ罪の発生場所別認知件数の推移である。強姦罪は屋外比より住宅比が高く、逆に強制わいせつ罪は住宅比より屋外比が高い。

この結果を意外と感じるのは私だけではないだろう。住居内を安心安全な場所であると

過信していることに気付かされた。2004年に発生した大手建設会社社員による連続婦女暴行事件は一人暮らしの女性宅を狙っての犯行であった。被害女性は100人以上に上るといふ。オートロックマンションの住民は防犯意識が低下しているという資料を目にしたことがあるが、まさしくそのとおりであり、本事件における被害者の多くはオートロックマンションに住んでいたようだ。防犯対策への過信と窓や玄関の鍵を閉め忘れる等の不注意による悲劇だけは防ぎたい。

強制わいせつ罪の被害に遭いやすい屋外は、人通りが少なく、人目に付きにくい場所であると推測できる。だが、夜間ともなると大半の場所が事件の発生現場になりうる可能性を秘めており、女性の一人歩きは極力控えるべきである。しかしながら、常に複数人で行動することは現実的に不可能である。被害防止のためにも、少しでも人通りが多く、明るい道を選択することや、歩行中はケータイやイヤホンを利用しないこと等を心がける必要がある。メール等に気を取られていると、当然のことながら周囲への注意力が散漫になり、被害の標的にされやすくなるのだ。

【図-3：強姦罪および強制わいせつ罪の発生場所別認知件数】



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「屋外」とは、道路上、駐車場、空き地及び都市公園をいう。  
 3 「列車内」は、新幹線内を除く。  
 4 「その他」は、バスを除く自動車内、モーテル・ラブホテル等、学校（幼稚園）、駅、一般ホテル・旅館、神社仏閣等を含む。  
 5 「強姦」の「列車内」は、「その他」に含まれる。  
 6 「住宅比」は、認知件数総数に占める「住宅合計」の比率である。  
 7 「屋外比」は、認知件数総数に占める「屋外合計」の比率である。

(『平成18年度犯罪白書』「強姦・強制わいせつの発生場所別認知件数の推移」より)

## 1.2 被害者と加害者

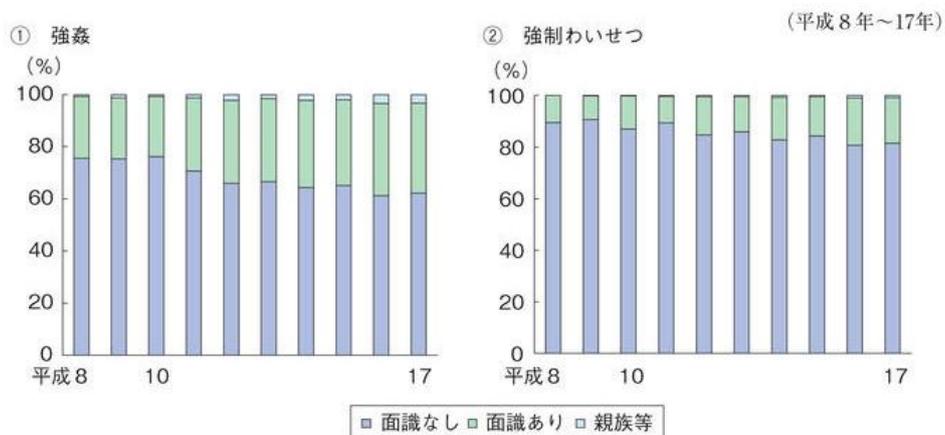
### 1.2.1 被害者と加害者の関係

図-4は、平成8(1996)年から平成17(2005)年における強姦罪と強制わいせつ罪検挙件数の被害者と加害者の関係を示したものである。性犯罪が全く面識のない者によって引き起こされているわけではないことがうかがえる。特に、強姦罪は、「面識あり」と「親族

等」による被害が、例年 20%以上にも及んでいることに愕然とした。知人や親族等、被害者に近い間柄であればあるほどに、被害を届け出ることができず、暗数を増やす結果を招いていることは想像に難くない。場合によっては、被害者が誹謗中傷を受ける格好の餌食になりうる。平成 17 (2005) 年に至っては、37.8%なる数値を叩き出しており、日本の安全神話はとうの昔に崩壊し、悪化の一途をたどっているようである。

赤の他人を簡単に信用してはならないという教えは、悲しくも的を射ている教訓であろう。だが、知人や教師、ましてや親族に人でなしが隠れていようなどと、通常は考ええない。いつか、自分以外を信用してはならないという教えが罷り通る世の中になることだけは回避せねばならない。

【図-4：被害者と加害者の関係】



- 注 1 警察庁の統計による。  
2 「親族等」は、実父母、養父母、継父母、配偶者、実子、養子、継子、兄弟姉妹を含む。  
3 「面識あり」は、知人・友人、職場関係者等を含む。

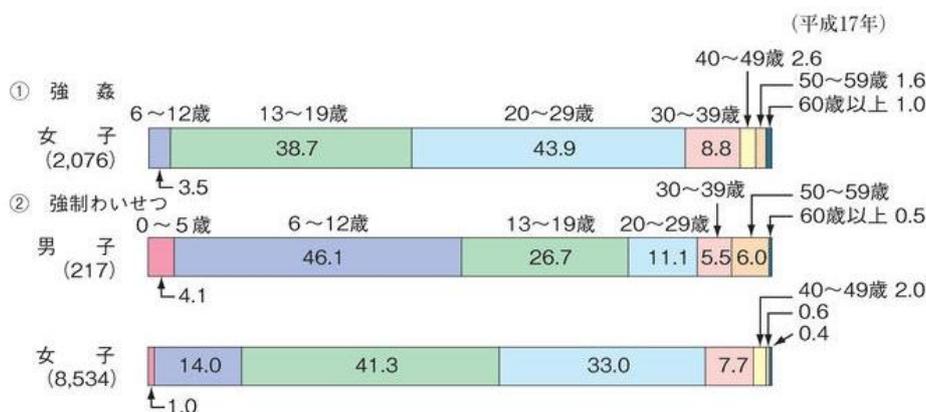
(『平成 18 年度犯罪白書』「強姦・強制わいせつの検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移」より)

### 1.2.2 被害者の年齢層

図-5 は、平成 17 (2005) 年における強姦罪と強制わいせつ罪被害者の年齢層を示しているものである。いずれも未成年者の占める比率が高く、尚更に被害の大半が闇に葬られている可能性は否定できない。しかしながら、被害者は 0 歳から 60 歳以上と全年齢にわたっていることや、強制わいせつ罪に関して、認知件数は少ないながらも男子の被害も発生していることを見過ごしてはならない。もはや性犯罪は若い女性の身だけに迫りくる危険ではないということである。なお、定義上、強姦罪は被害者が女性の場合に限り、成立するものとされている。男性への性的自由を侵害した場合は、どのような事情があれ、強制わいせつ罪の適用に留まるのが現状である。13 歳未満の男児に対しても同様であり、男性差別の立場から問題視されているものの、現行法上は男性被害者への強姦罪の適用はあり得ない。

巷では、性犯罪被害者が低年齢化しているとの報道が取り沙汰されている。しかし一方で、統計的には低年齢層の被害は減少しているとする見解も少なくない。この真相は、落ち込み続けている出生数を考慮すると事実と判断することができる。確かに、小学生未満を対象とする性犯罪被害の割合は減少していることを示す統計が、犯罪白書には掲載されている。だが、中学生から 25 歳までの割合は増加傾向にあり、この数値が平均年齢を低下させていると見られる。結果、被害者の低年齢化が問題視される昨今の報道へと至るようだが、一部報道機関による未就学児童の被害が増加しているという情報は、事実無根の誤報であると言えよう。

【図-5：被害者の年齢層】



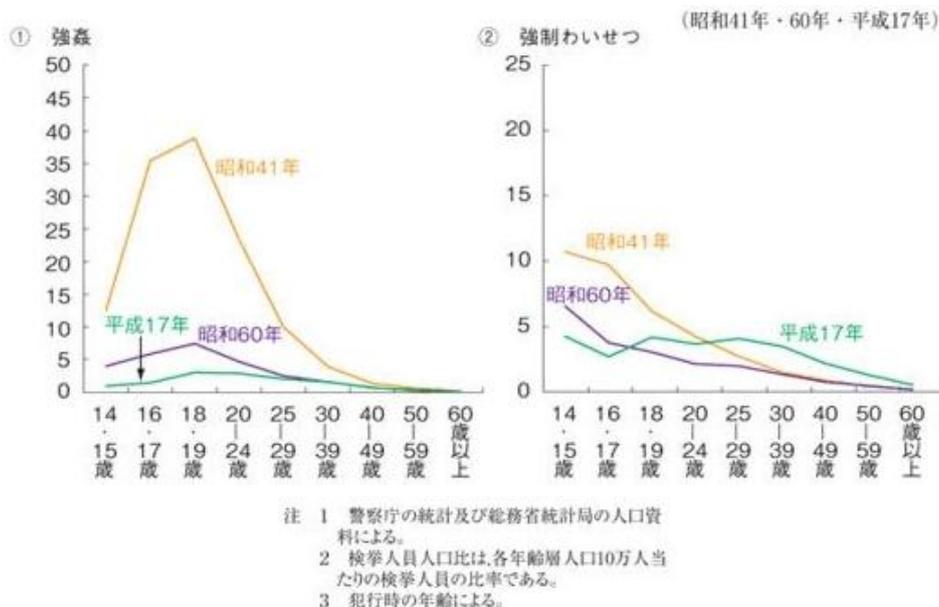
注 1 警察庁の統計による。  
2 ( ) 内は、実数である。

(『平成 18 年度犯罪白書』「強姦・強制わいせつの被害者の年齢層別構成比」より)

### 1.2.3 加害者の年齢層

図-6 は、加害者を昭和 41 (1966) 年・昭和 60 (1985) 年・平成 17 (2005) 年の年代別に分別し、かつ、その年齢層別に分別した検挙件数の人口比の推移を示しているものである。強姦罪においては、昭和 41 (1966) 年における 16 歳以上 24 歳以下の人口比が際立って高い。だがその後、急激に減少し、平成 17 (2005) 年にはほぼ横ばいとなっており、特徴を確認することは難しい。また、強制わいせつ罪においては、昭和 41 (1966) 年と昭和 60 (1985) 年における 14 歳以上 17 歳以下の人口比が若干高くなってはいるものの、その後は強姦罪同様、年齢的な特徴を確認することはできない。人口比に顕著な特徴が見られないという結果は、全年齢が性犯罪を起こしうる可能性を秘めていると言っても過言ではなく、至極落胆した。世知辛い世の中である。

【図-6：加害者の年代別・年齢層別検挙件数の人口比】



(『平成 18 年度犯罪白書』「年代別の年齢層別検挙人員人口比の推移」より)

#### 1.2.4 加害者のタイプ

法務総合研究所による第 3 回犯罪被害実態調査の結果、当時性犯罪で刑務所に在所中の 1,568 人を類型化することに成功した。性犯罪者は主に、表-1 の 5 つのタイプに分類されることとした。

【表-1：性犯罪者の分類】

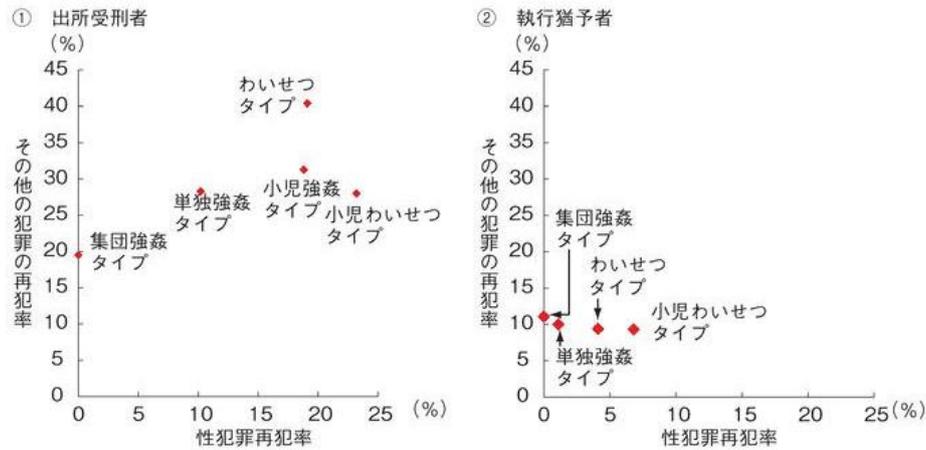
タイプ	13 歳未満	罪名	犯行
単独強姦タイプ	含まない	強姦を含む	単独犯行
集団強姦タイプ	含まない	強姦を含む	共犯による犯行
わいせつタイプ	含まない	強制わいせつのみ	単独犯行
小児わいせつタイプ	含む	強制わいせつのみ	単独犯行
小児強姦タイプ	含む	強姦を含む	単独犯行

この調査によって、性犯罪者はタイプごとに特徴があることが明らかとなった。たとえば、集団強姦タイプは、30 歳未満の者や初犯者の割合が高く、小児わいせつタイプは、性犯罪の前科者や低知能者の割合が高い等の特徴が見られたという。すべてを性犯罪者としてひと括りにすることは捜査上の失態を招きかねず、危険である。

そして、図-7 は、出所受刑者および執行猶予者における性犯罪再犯率とその他の犯罪の再犯率を、類型別に示したものである。サンプルサイズは小さいものの、出所受刑者と執行猶予者ともに、小児わいせつタイプが最も高く、集団強姦タイプはいずれも 0% となって

いる。

【図-7：性犯罪およびその他の犯罪の再犯率】



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「その他の犯罪」は、性犯罪、危険運転致死傷、業過及び道交違反を除く。  
 3 執行猶予者の「小児強姦タイプ」は、総数3人であり、このうち、1人(33.3%)にその他の犯罪の再犯があった。

(『平成 18 年度犯罪白書』「類型別性犯罪・その他の犯罪の再犯率」より)

### 1.3 被害による影響

#### 1.3.1 健康上および精神上被害

内閣府が 2009 年度に犯罪被害類型別継続調査(2)を実施した。表-2 は、この調査対象となった被害者本人またはその家族もしくは遺族について、過去 30 日間における身体的被害以外の健康被害を類型化したものである。性犯罪被害による健康上および精神上の悪影響の強さは著しく、被害者の苦しみは計り知れないものである。

【表-2：身体的被害以外の健康被害の類型化】

項目	性犯罪被害者	その他被害者
過去 30 日間に健康上の問題があった	49.0%	30.4%
過去 30 日間に精神的な問題や悩みがあった	58.8%	31.9%
過去 30 日間の精神健康状態が重症精神障害相当とされる	25.5%	4.1%

#### 1.3.2 身体上被害 (死傷者数)

強姦罪や強制わいせつ罪に伴い、身体上傷害を負う場合も少なくない。図-8 は、平成 8

(1996)年から平成17(2005)年における強姦罪および強制わいせつ罪の死傷者数を示したものである。被害者には精神的被害のみに留まらず、身体的傷害から死に追い遣られる可能性もあり、二重の苦しみが待ち受けている。性犯罪は被害者が心身ともに追い詰められる残忍極まりない犯罪である。

【図-8：死傷者数】

(平成8年～17年)

年次	強姦			強制わいせつ		
	死亡者	重傷者	軽傷者	死亡者	重傷者	軽傷者
8年	1	11	440	2	4	269 (9)
9	-	14	487	-	7	228 (5)
10	-	18	492	1	6	249
11	1	15	554	1	10	354 (7)
12	-	30	650	-	13	468 (8)
13	2	18	581	-	17 (2)	587 (6)
14	-	17	580	-	13	543 (9)
15	-	21	599	1	9	627 (20)
16	-	19	545	-	14	586 (4)
17	-	17	436	-	17	531 (5)

注 1 警察庁の統計による。  
2 「重傷者」とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。  
3 ( )内は、強制わいせつの被害者中の男子の重傷者及び軽傷者数で、内数である。

(『平成18年度犯罪白書』「強姦・強制わいせつの被害者中の死傷者数」より)

## 1.4 考察

強姦罪の半数は住宅内で発生しており、例年2割以上の被害者が加害者と面識があり、あるいは親族であるとの結果が示された。そして、強制わいせつ罪の大半は屋外で発生しており、9割近くの被害者が加害者と面識がないという。自宅であっても警戒心を解くことはできず、幻聴や幻覚、フラッシュバック等に苦しめられている被害者が少なくないことは容易に推測できる。ましてや屋外に至っては、犯人の逮捕、未逮捕に関係なく、同じ場所へ足を運ぶことはできないだろう。自殺願望に苛まれ、戦い続けている被害者も大勢いるに違いない。さらに、未成年であった場合、その子の両親は、何故守ってやることができなかつたのかと自らを責め続けることになる。性犯罪に限ったことではないが、一度の被害によって二重にも三重にも、被害者本人だけでなくその家族もしくは遺族をも、苦しめられ続けることになるのだ。四六時中平穏に過ごすことを許されない環境は、まさに生き地獄であろう。

こうした至極卑劣な性犯罪に対する厳罰化を渴望する。性犯罪者の再犯を断固として阻止せねばならない。また、セクハラや痴漢が強姦等へとエスカレートする傾向も見過ごすことはできない。重大事件に発展する前に介入し、犯罪の芽を摘むことが重要である。勿論、泣き寝入りする被害者の数を減少させるべく、支援や対策の充実を図り、犯人の早急な検挙へと繋げることも忘れてはならない。

## 注

### (1) 犯罪被害実態調査 -7-

法務省法務総合研究所が、国連の国際犯罪被害実態調査への参加に伴い、2000年から4年ごとに実施している。全国の16歳以上の男女を対象としたアンケート調査等によって、警察等に認知されていない犯罪が、いつ・どこで・どのような頻度で発生しているかについての実態調査をおこなっている。調査結果は犯罪白書や研究部報告等で公表している。2012年に実施された第4回調査の結果が平成24年度版犯罪白書に掲載されることを期待していたが、まだ集計中のようなのである。

### (2) 犯罪被害類型別継続調査 -13-

内閣府が、犯罪被害者等基本計画に基づき、被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について、2007年度から3年間継続的調査を実施したものである。被害者支援団体を通じて実施するパネル調査(同一の犯罪被害者等への継続調査)と、モニターを利用したWeb調査(単年度調査)の方式を採用していた。

パネル調査では、継続調査によって被害者等が置かれた1年間の状況とともに、3年間における身体・精神・経済状況の変化と、その要因を分析した。また、過去3年間の被害からの回復状況に基づいて分類し、顕著な回復を見せたグループと、そうでないグループとの心身等の問題の状況や、生活環境等の影響要因の比較および分析をおこなった。

単年度調査では、被害者等の現況の把握に加え、一般対象者にも調査を実施することにより、被害者等と一般対象者の健康上および精神上の問題や悩み等について比較および分析をおこなった。また、犯罪被害者を、殺人・傷害等、交通事故、性犯罪の被害類型別に、身体上・精神上・経済上の状況の傾向や生活状況、二次的被害の現状について分析をおこなった。

## 2 日本の性犯罪再犯防止対策

### 2.1 矯正施設における性犯罪者処遇プログラム

#### 2.1.1 概要

法務省は、2012年12月21日、性犯罪者の再犯防止策として矯正施設<sup>(3)</sup>が導入している処遇プログラムの効果を分析した初めての調査結果を公表した。本プログラムは、2005年に法務省矯正局と保護局が共同して立ち上げた性犯罪者処遇プログラム研究会において、検討および策定されたものである。2006年5月23日に刑事施設および受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、特別改善指導の1つとして導入された。再犯抑止に関する効果が実証されている海外の性犯罪者処遇プログラムを参考としており、性犯罪行為に関連することが確立されている因子を処遇の標的とするよう設計された、認知行動療法<sup>(4)</sup>に基づいている。この終着地点は、性犯罪者が犯罪から遠ざかっている状態を獲得および維持すること、つまり、これ以上被害者を増やさないことにある。

処遇の主旨は、性的逸脱を減少させることや、問題のある認知や感情状態に対処することにより、自己管理能力を開発させることとされている。処遇の一環として対象者は、性犯罪行動を引き起こすこととなった要因を解決するため集団で議論し、また、釈放後に再犯に至らないため如何なる生活を送るべきか等、具体的な方針をまとめる。受講により、社会的規範に基づいた生活を送る方法を学習することが望まれている。効果的な自己管理方法を通じて再犯の危険性を減少させることを目的としており、具体的には、認知の歪みや社会的スキル、感情管理、共感、被害者に対する意識に焦点を当て、性犯罪者の更生を図る。表-1は、本プログラムの処遇により、性犯罪者に促すことを目指している4項目である。

【表-1：プログラムの処遇が目指すこと】

自分の性的犯罪行動の原因への気づきを高める

自分の性的犯罪行動の被害者への影響への気づきを高める

個人的なリスク要因を理解する

プログラム実施後の復習作業を通じて変化やリスク管理への取組を維持・強化する

#### 2.1.2 対象者

矯正施設において、罪名および事件内容（性的動機に基づいた事件か否か）、常習性の高さ、性犯罪に繋がる問題性の大きさ等を鑑みて、性犯罪者調査対象者として振り分けるかの判定をおこなう。基本的には、強姦罪や強制わいせつ罪等で服役し、再犯リスクが高いと判断された性犯罪者が対象となる。受講は法律で義務付けられているが、病気や懲罰中の他、集団行動に不適應であると判断された場合は免除される。調査対象者に該当すると

判断される場合は、さらにリスク・ニーズ調査や処遇適合性調査、処遇計画策定、オリエンテーション等が実施され、受講するプログラムの密度が判定される。高密度、中密度、低密度に分別され、性犯罪者調査を経て作成した処遇要領に基づいて、必要な処遇プログラムを実施する。

なお、性犯罪者調査対象者に非該当とされる場合は、処遇要領に基づき、各種指導が実施される。受講必要性が高いと判断された者でも、刑期が長期にわたる場合など、入所直後にプログラムを実施することが適当でないと判断される場合は、いったん一般施設に収容し、適当な時期にプログラム実施施設に移送する手続きが取られる。

## 2.1.3 実施体制

### 2.1.3.1 性犯罪者調査実施施設

札幌、宮城、川越、名古屋、大阪、広島、高松、福岡に設けられている 8 庁の矯正管区分類センターの機能を拡大し、調査センターと位置付けている。刑が確定した受刑者のうち、性犯罪者処遇プログラムの受講対象者として振り分けられた者はすべてこの調査センターへ移送される。心理技官による専門的調査が実施され、受講するプログラムの密度が判断された後、処遇計画が策定される。

### 2.1.3.2 プログラム実施施設

表-2 は、推進基幹施設、重点実施施設、一般実施施設の指定を受けている施設を示している。調査センターにおいて振り分けられた対象者が、処遇区分およびプログラムの実施体制に応じて該当施設に移送される。なお、推進基幹施設および重点実施施設においては、性犯罪者処遇プログラムの専従指導者要員として、教官および心理技官の増員および民間カウンセラー配置のための予算措置を求めている。

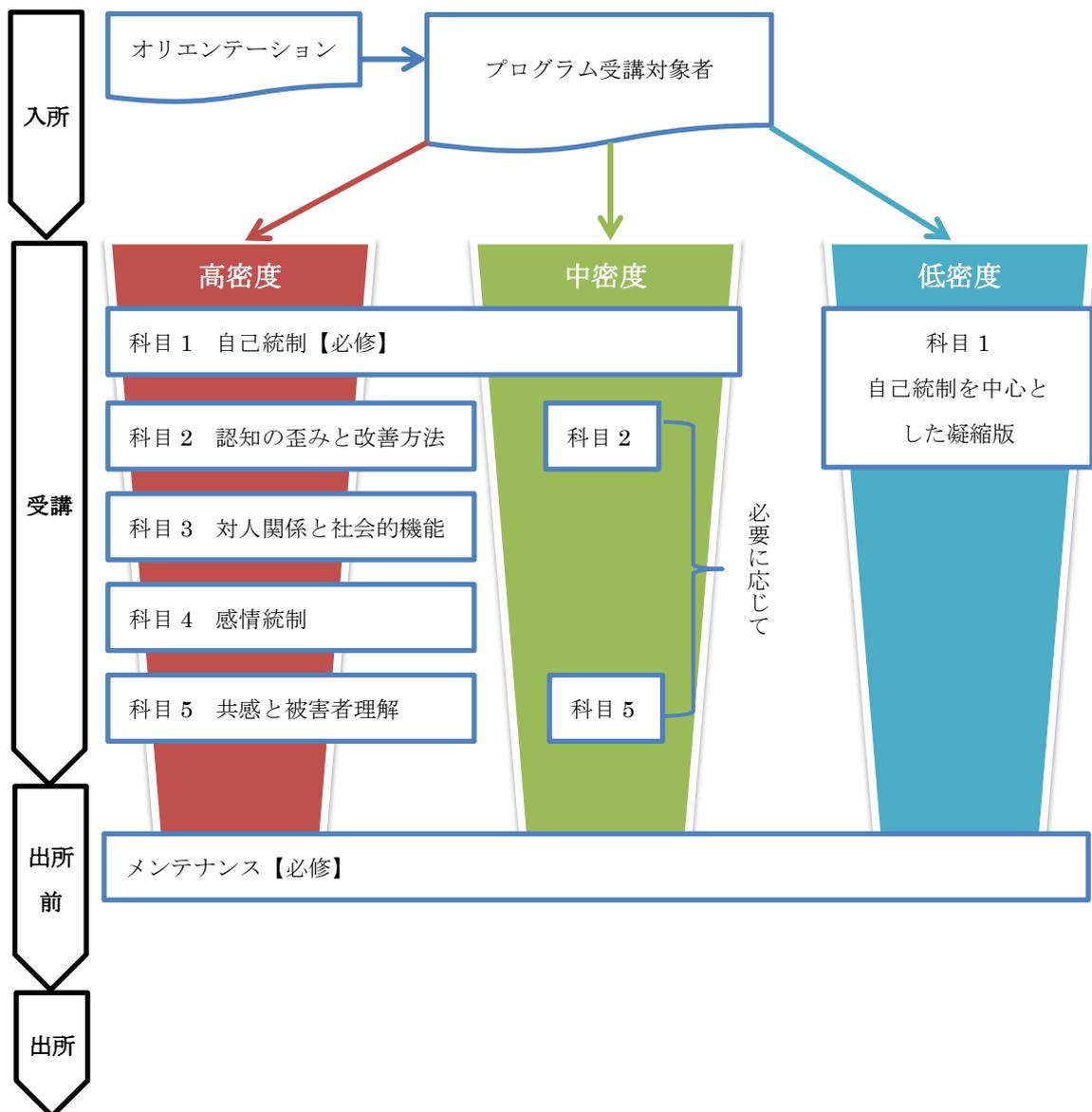
【表-2：指定施設】

<b>推進基幹施設 (2 庁)</b>	川越少年刑務所	奈良少年刑務所
<b>重点実施施設 (8 庁)</b>	札幌刑務所	盛岡少年刑務所
	松本少年刑務所	名古屋刑務所
	大阪刑務所	広島刑務所
	高松刑務所	福岡刑務所
<b>一般実施施設 (10 庁)</b>	函館少年刑務所	宮城刑務所
	山形刑務所	黒羽刑務所
	府中刑務所	三重刑務所
	加古川刑務所	山口刑務所
	松山刑務所	大分刑務所

## 2.1.4 構成および内容

1 単元 100 分、週に 1 回 1 単元または週に 2 回 2 単元を標準としている。具体的には、高密度は週 2 回を 8 か月間、中密度は週 2 回を 5.5 か月間、低密度は週 1 回を 3.5 か月間の実施が、それぞれ標準とされている。また、必要に応じて個別指導が並行しておこなわれることもある。入所から出所に至るまでの過程において、受講者らが個々に適した指導を受けられる環境を目指している。常勤（心理職、教育職、もしくは処遇担当）および、非常勤（心理職）の矯正職員が担当する。図-1 は、プログラム内容およびその過程を示している。

【図-1：プログラムの概要】

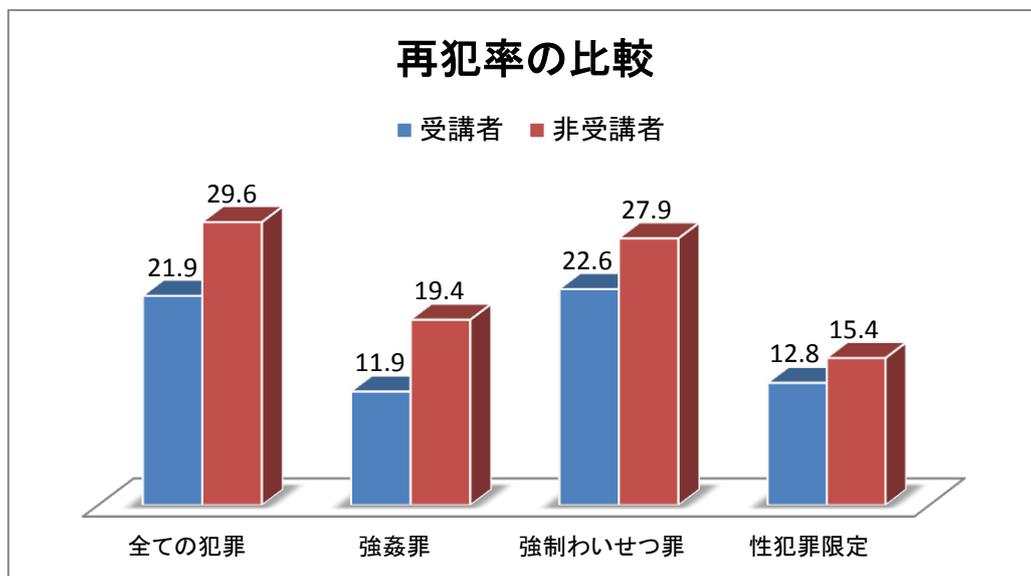


### 2.1.5 結果

法務省の発表によると、本調査は2007年7月1日から2011年12月31日までに刑事施設を出所した性犯罪者2,147人のうち、プログラム受講者1,198人と非受講者949人について追跡調査を実施し、出所後3年間の再犯率を比較したものである。データ収集期間は2007年7月1日から2012年3月31日としたが、観測期間を最大3年間と定め、3年未満の場合は推定値を用いた。また、2006年5月23日以降にプログラムを9割以上の出席率で受講した者を受講者とした。非受講者と比較すると、受講者の再犯率は4分の3程度であった。

図-2は、すべての犯罪、罪種別に加え、性犯罪限定における受講者および非受講者別の再犯率を比較したものである。非受講者が性犯罪以外の犯罪も含めたすべての犯罪により再摘発された割合は29.6%であったのに対し、受講者では21.9%であった。罪種別では、強姦罪はそれぞれ19.4%と11.9%、強制わいせつ罪は27.9%と22.6%であった。また、性犯罪限定では、非受講者が15.4%、受講者が12.8%であり、いずれも受講者の再犯率は非受講者の再犯率よりも若干ではあるものの、低い傾向を示した。

【図-2：再犯率の比較】



(平成24年12月法務省矯正局発表『刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析』より)

### 2.1.6 考察

法務省は、今回の発表において一定の抑止効果があったという見解を示しており、報道各局も軒並み好意的に報道していた。しかしながら、今後カウンセラー等、矯正職員の増員等、いっそうの取り組み強化が求められることは必至であり、素直に喜ぶことはできな

い結果であると判断する。

今回、調査結果を発表するにあたり、本プログラムの効果、つまり、受講者の再犯減少に有効であるか否かについて、実証的な調査がおこなわれた。当然のことながら、性犯罪者の再犯防止策における社会的関心は極めて高く、プログラムの効果の程度についても同等の関心が寄せられている。法務省は速やかに効果検証を実施し、公表する必要があったはずである。だが、本発表に5年もの歳月を要す結果となった。この理由として、いくつかの問題点や反省点が散見される。勿論、統計分析に必要な実績を蓄積させるためにかかった時間は必要不可欠であった。しかしながら、蓄積されたデータの不備により修正を余儀なくされた件数が少なくなかったことや、初の試みということ差し引いても、各矯正施設における実施体制があまりに脆弱であり、標準化が推進されていたとは言い難い状況であったことは、言語道断も甚だしい。プログラムの意図に沿った適切な処遇が行き届いていなかった対象者が含まれていた可能性も否認しないようである。今回露呈した杜撰な管理体制に目も当てられない。未だお役所仕事を地で行くような組織が存在することに至極憤りを感じた。性犯罪者処遇に関する社会的関心に応えるためとは言え、結果として大した効果を示すこともできない稚拙なデータを提示するには些か疑問が残る。今後、より精密なデータ分析を実施することになるのであろう。しかしながら、より適切で効果的なデータ蓄積方法を構築する等の改善もさることながら、プログラムそのものの改善検討が先決である。

## 2.2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

### 2.2.1 概要

導入背景や調査結果の公表、主旨は矯正施設における性犯罪者処遇プログラム同様である。本プログラムは、矯正施設ではなく、全国にある50庁すべての保護観察所(5)に導入されているものである。

### 2.2.2 対象者

2006年9月1日より、罪名にかかわらずすべての仮釈放者および保護観察付執行猶予者の成人男性を対象として実施されている。プログラムの受講は、仮釈放期間中または執行猶予期間中の特別遵守事項として定められており、反故にした場合は仮釈放や執行猶予が取り消されることもある。ただし、重度の精神障害者や知的障害者を含む重度の発達障害者、日本語を理解することができない者、仮釈放期間が短期間である者に関しては、コア・プログラムによる効果が期待されないと判断されるため、対象から除外される。

### 2.2.3 実施体制

全国50庁、いずれの保護観察所にも導入されている。東京保護観察所、名古屋保護観察

所、大阪保護観察所、福岡保護観察所の4庁には特別処遇実施班を設置し、導入プログラムおよびコア・プログラムをグループワーク形式により実施している。その他の庁においては、コア・プログラムおよび導入プログラムを個別指導により実施している。

## 2.2.4 構成および内容

2週間に1単元ずつ、全5過程の履修を標準としている。導入プログラム、コア・プログラム、指導強化プログラム、家族プログラムの4種類から構成されている。主に保護観察官が担当するものの、指導強化プログラムおよび家族プログラムについては、さらに保護司の協力のもと、個別におこなわれている。図-3は、プログラム内容およびその過程を示している。

### 2.2.4.1 導入プログラム

受講者に対し、コア・プログラムについて理解させ、受講の動機付けや心理状態の安定を図ることが目的とされている。保護観察開始後、保護観察官によって速やかに実施される。なお、矯正施設におけるプログラムを修了している者は、導入プログラムが省略される場合もある。

### 2.2.4.2 コア・プログラム

導入プログラム修了後、「性犯罪のプロセス」、「認知のゆがみ」、「自己管理と対人関係スキル」、「被害者への共感」、「再発防止計画」の5課程が設けられている。個別学習だけでなく、グループワーク等も実施される。矯正施設に導入されているプログラム同様、海外における実証的研究により効果が認められた認知行動療法に基づいて組み立てられたものである。

### 2.2.4.3 指導強化プログラム

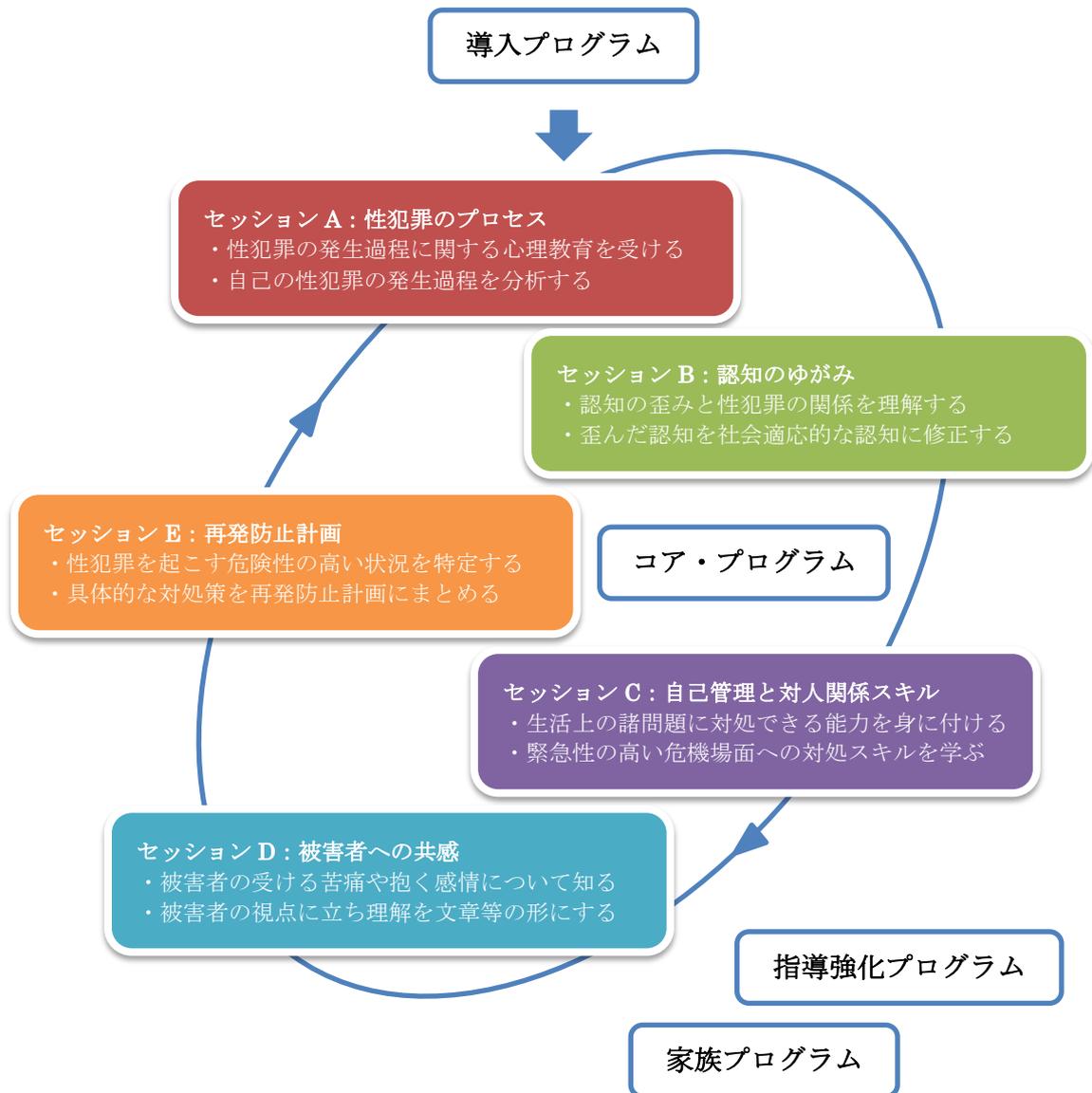
再犯リスクの評価ごとに適切な指導を実施するために、保護観察官による面接等の直接的関与、および保護司による接触がおこなわれる。継続的に受講者の生活実態を詳細に把握し、具体的な指導をおこなうことが目的とされている。保護観察官は、受講者の再犯リスクや処遇ニーズに応じ、定められた頻度で面接を実施する。この際、規定のチェックリストを用いることにより、再犯の予兆把握に努める。また、ドロップ・アウト防止のための働きかけをおこなう。

### 2.2.4.4 家族プログラム

受講者の家族に対し、受講者が処遇プログラムを継続的に受講することについての理解および協力を求めるとともに、家族へのサポートが目的とされている。保護観察期間中に、必要に応じて、保護観察官と家族との面接や、複数の家族を収集し、グループワークを実

施する。なお、受刑中から導入する場合もある。

【図-3：プログラムの概要】

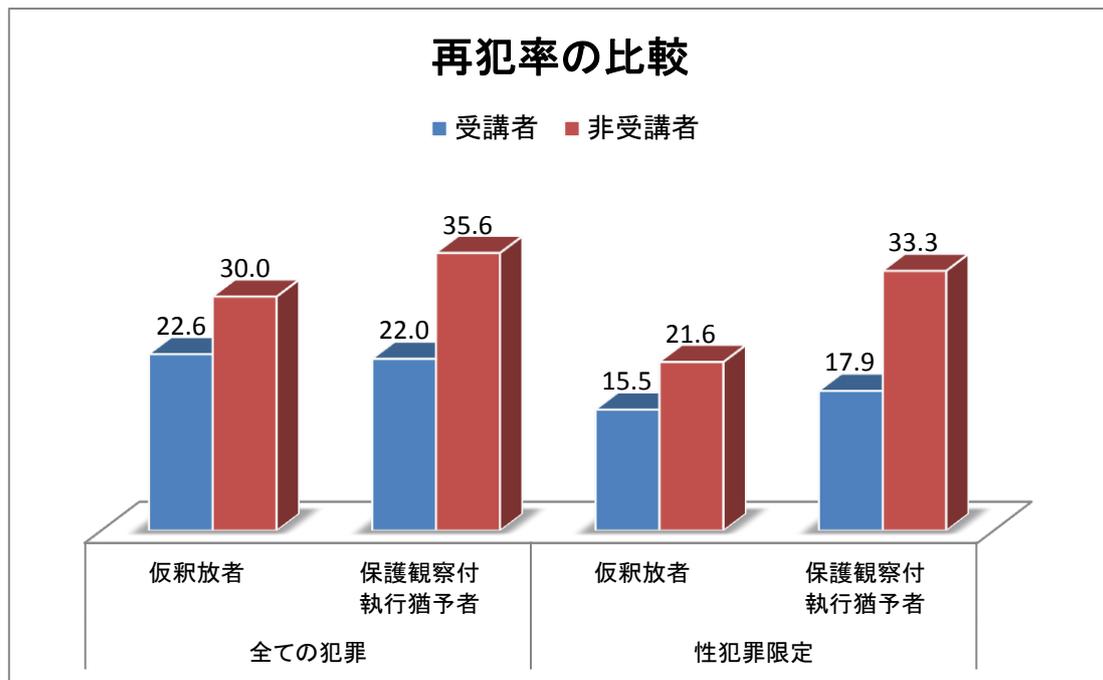


## 2.2.5 結果

2007年9月1日から2011年12月31日までに保護観察を開始し、かつ、コア・プログラムを修了した性犯罪者3,838人（仮釈放者2,528人、保護観察付執行猶予者1,310人）を受講者、2006年4月1日から8月31日までに保護観察を開始し、本プログラムが導入されていなかったために受講していない性犯罪者410人（仮釈放者285人、保護観察付執行猶予者125人）を非受講者として、最長4年にわたり、再犯の発生状況を追跡調査し、再犯率の相違を検証した。

図-4 は、すべての犯罪および性犯罪に限定した犯罪における、仮釈放者と保護観察付執行猶予者の受講者および非受講者別の再犯率を比較したものである。すべての犯罪では、仮釈放者のうち、非受講者が性犯罪以外の犯罪も含め、再摘発された割合は 30.0%であったのに対し、受講者では 22.6%であった。また、保護観察付執行猶予者のうち、前者は 35.6%であったのに対し、後者は 22.0%であった。性犯罪に限定した犯罪では、仮釈放者のうち、非受講者が 21.6%であったのに対し、受講者が 15.5%であった。また、保護観察付執行猶予者のうち、前者は 33.3%であったのに対し、後者は 17.9%であった。保護観察付執行猶予者に関しては、15.4 ポイントもの大幅な差異をつける結果となった。この理由としては、保護観察付執行猶予者は仮釈放者よりも保護観察期間が長期にわたることが挙げられる。コア・プログラムの実施結果を十分に考慮し、適切な指導を継続的に実施することができたと推測される。

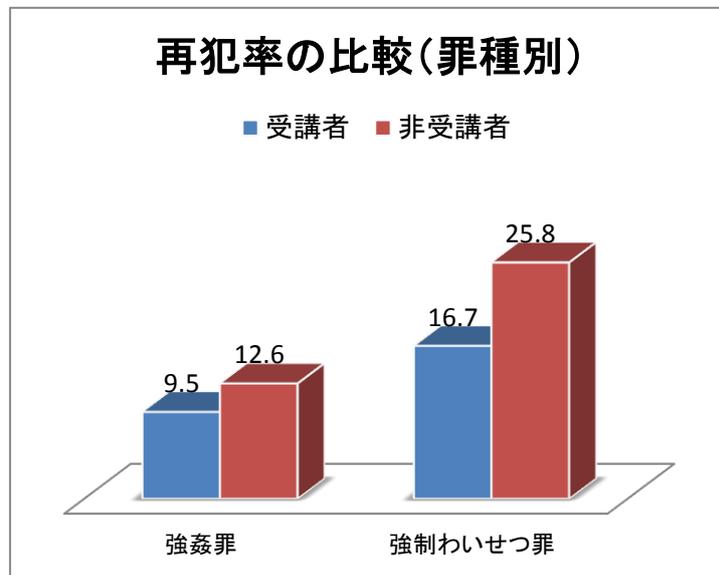
【図-4：再犯率の比較】



(平成 24 年 12 月法務省保護局発表『保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯率等に関する分析』より)

図-5 は、性犯罪に限定した犯罪の統計のうち、強姦罪と強制わいせつ罪別に比較したものである。強姦罪では、非受講者が 12.6%、受講者が 9.5%、強制わいせつ罪では、前者が 25.8%、後者が 16.7%となっている。また、矯正施設のプログラム同様、いずれも受講者の再犯率は非受講者の再犯率よりも低い傾向を示した。しかしながら、矯正施設よりも高い効果を発揮していることは歴然としている。

【図-5：再犯率の比較（罪種別）】



(平成 24 年 12 月法務省保護局発表『保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯率等に関する分析』より)

### 2.2.6 考察

保護観察所における導入プログラムは、矯正施設における導入プログラムよりもある程度の効果を示唆しており、意義深いものではあるようだ。

保護観察付執行猶予者は、仮釈放者よりも保護観察期間が長期にわたることから適切な指導および援助を実施することができる。結果、プログラムの効果を高めることに成功したと推測される。つまり、彼らを長期的に見守る必要があるということである。忠実に規則に則り、規定どおりの期間の完了を以て性犯罪者を独り立ちさせることは、全く最善ではないと言っても過言ではない。プログラム導入そのものに満足しているようでは本末転倒も甚だしい。この結果を鑑みて、プログラムそのものの期間だけでなく、観察期間延長のための法改正や例外措置の策定が望まれる。なお、今回の調査においては非受講者のサンプルサイズが小さく、比較結果が十分であったとは言えない。更なるデータ収集および分析の実施を期待したい。

### 2.3 今後の課題

矯正施設および保護観察所におけるプログラムは、双方ともに、法務省の管轄で実施しているにもかかわらず、関連性や連動性を確認することができなかった。そもそも、矯正施設のプログラムと保護観察所のプログラムとでは、受講対象者が異なり、また、非受講

者も異なるものとせざるを得なかったようだ。そのため、プログラムを比較した上での分析は不可能であった。今後、可能な範囲で実施条件を統一し、関連性や連動性についての効果検証が必要であると考え。さらに、一定の効果を確認することができた場合、プログラムのどのアプローチが効果的に作用したのか、そのアプローチはすべての性犯罪者に有効であるか等、分析および研究していくことにより、プログラム内容の改善に役立つだろう。

また、双方の実施結果を鑑みて、腑に落ちない点が1つある。それは、期間に関する事項だ。性犯罪者に対する処遇の実施に十分であるとされる期間と、矯正施設の在所期間および保護観察期間が、比例していないのは明らかである。さらには、刑期満了というあまりに形式的な判断により、性犯罪者の再犯リスクが一切改善されぬまま、出所または保護観察を終了せざるを得ない可能性も否定できない。社会復帰を果たした際には、行動および意識を自ら統制することが再犯防止には不可欠であるに違いない。しかしながら、抱えたリスクが大きければ大きい者ほど、仮釈放期間が短縮され、社会への順応に十分な時間を確保することができないという矛盾が生じているのが現状である。再犯リスクが激減した後に出所または保護観察終了となった者であっても、そのまま放置されては我々国民には一抹の不安が残る。彼らが社会規範に基づいた生活を送っているか、再犯リスクが高まっているか等、矯正職員や保護観察官等が適宜確認をおこない、必要に応じて別途プログラムを受講させる等、半永久的に監視下にあることが望まれる。諸外国においては、社会に与える危険性の高い性犯罪者については、刑期満了後も保安処分として拘禁を課すことや、長期間の保護観察をおこなうことにより、再犯抑止を図っている。期間の制約を受けるがために、適切な処遇を実施することができず、再犯に至るといった惨事だけは回避せねばならない。

## 注

### (3) 矯正施設 -16-

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院。

### (4) 認知行動療法 -16-

自身の行動や認知の傾向を認識させ、変化させることにより、自らを抑制することができるようにするという考え方を基礎とした心理療法。

### (5) 保護観察所 -20-

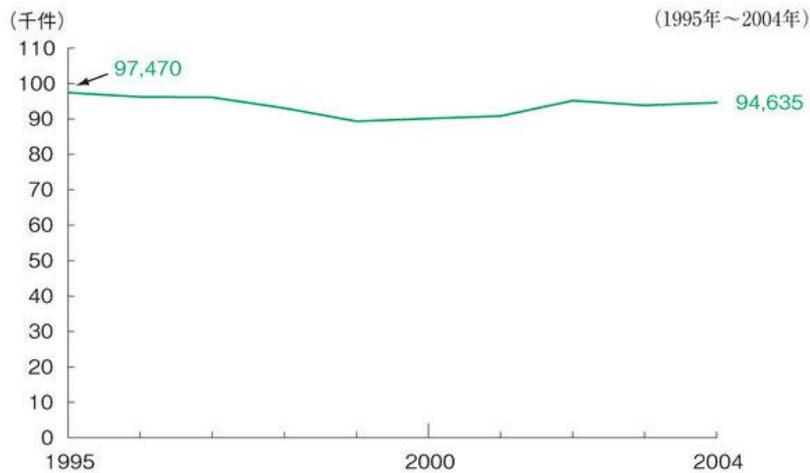
保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関。

### 3 海外の情報公開による性犯罪再犯防止対策

#### 3.1 アメリカ

図-1 は、1995 年から 2004 年における強姦罪の認知件数の推移を示している。人口当たりの発生率は 0.032% である。なお、日本の発生率は 0.049% である。

【図-1：強姦の認知件数の推移】



- 注 1 Crime in the United States 2004 による。  
2 強姦 (forcible rape) とは、女性に対し、その意思に反して強制的に行う性交をいい、未遂を含む。  
3 推計値である。

(平成 18 年度版犯罪白書 強姦の認知件数の推移(米国)より)

##### 3.1.1 概要

1990 年前後、性犯罪者の再犯事件が相次いだ。その影響により、性犯罪者の情報公開を求める運動が盛り上がり、1990 年のワシントン州を皮切りに、いくつかの州において情報公開を規定した州法が成立した。ようやく 1994 年には国家も動き出し、暴力的犯罪の抑制と法執行に関する法律の一部であるウェッターリング法が制定された。その後、1994 年に発生した 7 歳のミーガン・カンカちゃん殺害事件を契機に同法が改正され、性犯罪者情報の公開を各州に義務付けることとされた。2005 年には、9 歳のジェシカ・ランズフォードちゃん暴行殺害事件により、凶悪な性犯罪者について GPS 端末による 24 時間監視を可能とする新法が制定された。一部の州に導入、各州で導入が検討されている。

なお、アメリカでは、連邦の立法管轄権の範囲は連邦憲法に列挙された事項についてのみ及ぶ。だが、州の立法管轄権の範囲は州に委任されていない事項についても及ぶこととされている。すなわち、州法の法執行に関する事項は、連邦に干渉されることなく州の立法権に属しており、州の性犯罪者情報の登録に関する法律の制定は、この権限に基づくものである。

### 3.1.2 ウェッターリング法

年少者に対する性的犯罪または誘拐、ならびに、暴力的な性犯罪によって有罪判決を受けた者について、州の法執行機関に個人情報に登録させ、それを世間一般に公開することを州政府が制度化するよう規定している。すなわち、州政府が性犯罪者情報の登録および公開を実施する際のガイドラインとして、備えるべき最低要件を定めるものである。各州には登録および公開の対象となる性犯罪者の要件や公開の実施、分量等についての決定権があり、各々法律に相違が見られる。そのため、多くの州で性犯罪者登録法が制定および施行されたものの、1996年の法改正までに情報公開の実施に踏み切らない州が存在することとなった。本法制定により、1997年までに性犯罪者の登録および公開制度を実施しない州について、補助金10%の削減が決定し、2000年までには全50州が法整備を完了させた。

#### 3.1.2.1 1994年ウェッターリング法

##### 3.1.2.1.1 登録対象

登録および公開制度の対象となる犯罪は、年少者を標的とした犯罪および暴力的な性犯罪とされた。具体的には、年少者の誘拐や不法監禁、性的行為等、また、加重<sup>(6)</sup>性的虐待以上の州法に規定されている犯罪、または、加重性的虐待の意図を持ちながら他人との身体的接触を内容とする犯罪である。未遂の場合であっても登録対象とすることができた。また、登録義務の対象者は満期釈放者、仮釈放者、監視下の釈放または保護観察に付された者であった。

##### 3.1.2.1.2 届出義務

最小限として、氏名、身体的特徴、住所、指紋および写真、犯罪歴、精神状態や人格障害の治療歴の情報登録が義務付けられており、DNAサンプルを採取することもできた。登録後、性的暴力者は90日ごとに、その他の犯罪者は少なくとも年に1回、情報更新をすべきことを規定するよう定めた。また、住所変更が生じた場合、ただちに州の法執行機関に通知すべきことや、他州へ転居する際は新住所を以前の州に届け出、転入先の州が登録プログラムを実施している場合には、ただちにその州における登録を完了させることを最低基準として設けた。このとき、故意に登録または登録変更をしなかった場合、州は必ず刑罰を定めなければならないとした。

##### 3.1.2.1.3 登録期間

年少者に対する犯罪または性的暴行により有罪判決を受けた者については、刑事施設から釈放された日、仮釈放された日または保護観察等に付された日から10年間とされた。性犯罪再犯者、加重性犯罪者または性的暴力者であると判断された者については、終身にわたり登録義務を課すこととされた。

#### 3.1.2.1.4 情報公開

州の登録制度において収集した情報は、原則として非公開とされた。だが、表-1 の場合において、例外的に公開することが認められた。

【表-1：例外条件】

法執行機関に対して法執行目的で公開する場合
政府機関による機密の身元調査が行われる場合
地域住民保護を目的に被害者に関する情報を除いて公開される場合

#### 3.1.2.2 1996年改正法（ミーガン法）

前述どおり、1994年ウェッターリング法においては、犯罪者の情報は原則として非公開とされていた。例外的に、地域住民を保護するために公開を認めることが規定されていたものの、如何なる場合も非公開とし、一切の情報公開にも踏み切らない州も存在した。だが、1994年のミーガンちゃん殺害事件を契機に、1996年に地域住民への情報公開を義務付ける法改正が実施された。すなわち、地域住民保護を目的に、被害者に関する情報部分を除き、犯罪者の情報公開をしなければならないこととした。この改正法は、殺害事件の被害者であるミーガンちゃんの名前から、ミーガン法<sup>(7)</sup>と称されている。

#### 3.1.2.3 ジェシカ法

2005年、フロリダ州、ルイジアナ州、アリゾナ州において、被害者であるジェシカちゃんの名前を冠した法律が制定された。ジェシカ法は、悪質な性犯罪を最低刑25年とする厳罰化と、仮出所後、一定期間GPS端末を足首に装着させることによる、監視体制強化を柱とする。3州以外の各州においても導入の検討がされている他、対象者を幼稚園や学校周辺に住まわせない動きも見られる。受刑者の社会復帰の道を閉ざす人権侵害にあたるという意見も少なくなく、実効性と共に、更正プログラムの再検討等、議論を呼んでいる。

#### 3.1.3 ニュージャージー州

50州ある中から、ニュージャージー州における性犯罪者登録法について紹介する。1994年に、地域社会の安全を脅かすことが懸念される性犯罪者の情報へのアクセスを求める公衆の要求によって制定された。性犯罪者に関する情報登録と、地域社会へ通知する手続について規定されている。

##### 3.1.3.1 登録対象

加重性的暴行、強姦、加重性的接触、性犯罪の目的による誘拐および未遂につき、有罪判決を受けた者、ならびに、非行者の決定を受けた者および精神異常により無罪とされた者が対象とされる。再犯リスクが明らかで、かつ、強迫観念による行為であると裁判所が

判断した者は、施行以前の犯罪であっても遡及的に登録される。さらに、16歳以下を性的行為の対象とする等、児童の福祉を脅かす犯罪および未遂について有罪判決を受けた者、もしくは精神異常により無罪判決が出された者は、判決日が施行日もしくはそれ以後に限り、登録しなければならない。また、施行日に拘禁されている者、保護観察および仮釈放等、地域による監督下に置かれている者、精神異常で無罪となって収容または入院している者も、同様である。

加えて、上記と類似の犯罪により、連邦法や他州の州法によって有罪判決を受けた者、非行者の決定を受けた者、あるいは精神異常により無罪とされた者も登録しなければならない。また、他州における登録対象者で、ニュージャージー州に通う学生、公立または私立の教育機関における勤労者、14日以上連続勤務もしくは1年間に合計30日以上勤労者も同様である。これらは性犯罪者の常習性等により、法施行日以前の犯罪についても遡及的に登録を義務付けられる場合もある。登録義務は、有罪宣告をする裁判所等により告知される。

### 3.1.3.2 届出義務

登録対象者が矯正施設から出所する場合、出所前に指定された登録機関に登録しなければならない。ならびに、保護観察や仮釈放等で州の監督下にある者は、監督下に置かれた日に指定された登録機関に登録しなければならない。他州からニュージャージー州に転入する場合は、転入後10日以内に州警察に登録しなければならない。移転等により住所変更が生じた場合は、その10日前までに登録住所と新住所を法執行機関に届け出なければならない。再犯リスクが著しく、かつ、強迫観念による犯罪者は90日ごとに、その他の犯罪者は1年ごとに、法執行機関に住所確認をしなければならない。

### 3.1.3.3 再犯リスクの評価

登録対象者は再犯リスクの程度によって3段階に分類され、段階に応じて法執行機関や地域社会に対して情報公開がなされる。第1段階は、暴力性および重大な犯罪歴がなく、地域社会との結びつきがあり、地域に害を与える危険が比較的少ないと判断される者が対象となる。第2段階および第3段階は、第1段階を基準に、それよりも再犯リスクがどの程度高いかによって振り分けられる。なお、地方検察官が分別を実施する。

### 3.1.3.4 情報公開

#### 3.1.3.4.1 提供内容

氏名、写真、身体的特徴の記述、犯罪歴、住所、通勤もしくは通学先の住所、車種および車の番号により構成される。さらに、検察官の判断により、犯罪者がよく訪れる場所も含めることができる。被害者に関する情報は非公開であるが、再犯リスクと関連するとされる被害者の年齢や性別等は含めることができる。

### 3.1.3.4.2 提供範囲および方法

表-2 は、再犯リスクごとの情報提供の範囲と方法について示したものである。検事局または法執行機関は、情報公開前に登録住所に実際に移住しているか確認しなければならない。地域住人への通知は、法執行機関が直接手渡しにより実施する。子どもや女性を世話または監督する役割がある者の注意喚起を目的としている。受領者は情報を極秘に取り扱うことが義務付けられている。インターネットへ公開されている情報は制限なしにアクセスすることができるが、この情報を用いて脅迫、嫌がらせ等を働いた場合には刑事罰が科せられる。

【表-2：情報提供範囲と方法】

段階	提供範囲	提供方法
1	居住地域の法執行機関のみ通知	インターネット非公開
2	1に加え、 居住地域の教育機関等の職員に通知	インターネット公開 (一部対象外)
3	2に加え、 移住地域の住人や会社、通学者を持つ親に通知	インターネット公開

### 3.1.4 課題

#### 3.1.4.1 遡及処罰および二重処罰

多くの州では、性犯罪者登録法が施行される以前の性犯罪についても遡及的に適用するよう規定されている。また、性犯罪者が刑事施設から釈放された後も、登録義務を課している。これらについて、連邦憲法が禁止する遡及処罰および二重処罰に当たるという見解が一部の識者により示され、裁判で争われた。しかし、連邦最高裁判所は、登録制度は性犯罪者に対する刑事罰として運用されているものではないと判断し、遡及処罰にも二重処罰にも当たらないとした。

#### 3.1.4.2 平等保護条項

州法によっては、ニュージャージー州のように登録対象者の段階ごとに公開範囲を規定している。このような段階への分類が恣意的かつ差別的であるとして、連邦憲法の平等保護条項に違反するという見解が一部の識者により示され、裁判で争われた。しかし、裁判所は、段階への分類は社会を性犯罪者から保護するという立法目的に適合しており、決定方法が合理的根拠を満たしていれば、性犯罪者の情報の通知は平等保護条項に違反しないと判断した。

#### 3.1.4.3 プライバシー

インターネット上における情報公開が性犯罪者のプライバシー侵害であるか裁判で争われた。裁判所は、公衆の安全の保護という州の利益が性犯罪者のプライバシーを上回るとする判決を下した。

#### 3.1.4.4 登録制度の強制

ウェッターリング法制定により、1997年までに情報登録および公開制度を実施しない州に対し、補助金削減を決定した。補助金削減と引換えに、州に性犯罪に関する法執行制度の制定を要求することは、州の法執行権限の裁量を縮小させることになるとして、問題視する見解も少なくない。

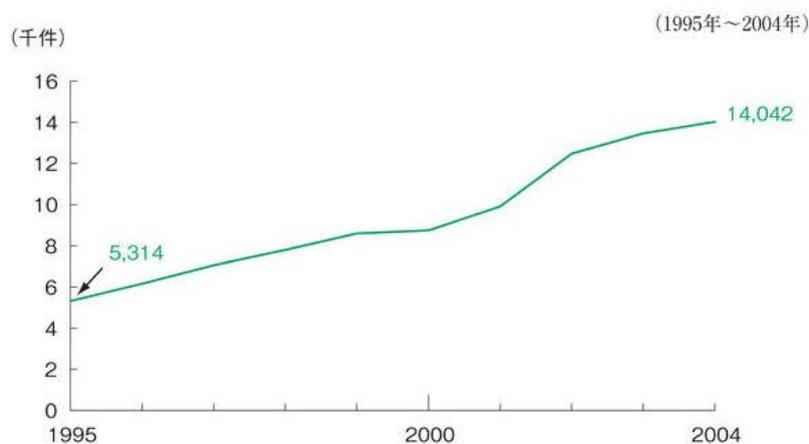
#### 3.1.5 効果

性犯罪者登録法の施行に伴う性犯罪再犯率の動向を調査したサンプルは少ない。しかしながら、加害者と被害者が知人関係にあれば、ミーガン法による性犯罪者情報の公開は再犯防止の効果が高く、加害者と被害者が知人関係にない場合は効果が低いという調査報告がある。また、登録対象者の義務履行率は、アメリカ全体で約76%とされている。

### 3.2 イギリス

図-2は、1995年から2004年における強姦罪の認知件数の推移を示している。人口当たりの発生率は0.023%である。補足として、アメリカの発生率は0.032%、日本の発生率は0.049%である。

【図-2：強姦の認知件数の推移】



- 注 1 Crime in England and Wales による。  
2 「強姦」とは、強姦 (Rape) 及び 13 歳未満の少女との不法な性交 (Unlawful sexual intercourse with a girl under 13) (ただし、2004 年 5 月以降は、13 歳未満の児童を対象とする強姦 (Rape of a child under 13) を含む。) をいう。  
3 1996 年までは暦年、1997 年以降は会計年度である。  
4 2002 年以降は、英国交通警察 (British Transport Police) による認知件数を含む。

(『平成 18 年度版犯罪白書』「強姦の認知件数の推移(英国)より」)

### 3.2.1 概要

従来から警察が犯罪者の情報を管理してきたが、1997 年に性犯罪者法を制定した。一定の性犯罪について有罪宣告を受けた者に対し、警察への住所等の届出義務を課している。性犯罪者に関する情報を効果的に把握することを目的とする。1997 年法における届出義務制度は、2000 年に改正され、さらに 2003 年法へ引き継がれている。現在では更なる改正案が協議されている。

### 3.2.2 性犯罪法

#### 3.2.2.1 法改正要求

政府は、子どもを性犯罪から保護するためには、1997 年法の届出義務制度では不十分であると、1999 年に性犯罪全般の見直しに着手した。その後、性犯罪者の情報管理に関する見直しを関係省庁、専門機関および子どもの慈善団体と協議しつつ進める旨の声明を出した。だが、その取り組みをいっそう加速させた契機は、2000 年に発生した 8 歳のサラ・ペインちゃん誘拐殺害事件後に展開された新聞社の活動であった。“Name and Shame” と称するキャンペーンが、性犯罪者 50 人の名前と顔写真を紙面掲載することにより展開された。加えて、子どもを標的とした性犯罪者の居場所を保護者に知らせるべきだとして、1997 年法の改正を政府に要求した。キャンペーンに触発された市民が暴徒化し、性犯罪者として名前と顔写真が掲載された者の家や車等を破壊する事件が各地で発生した。

#### 3.2.2.2 法改正 (サラ法制定)

表-3 は、2000 年に改正された主な点を示したものである。政府は改正要求を呑んだものの、一般市民による犯罪者情報へのアクセスを認める予定はなく、現行どおり多機関公衆保護協定(8)によってのみ、情報提供がおこなわれるとの立場を表明した。また、2002 年にも、犯罪者の情報公開は、犯罪者が市民からの自警団的襲撃を懸念するあまり、届出不履行を招くおそれがあると発表し、表明が覆ることはなかった。子どもを性犯罪から保護する目的を達成するには、有効ではないとする基本的な立場を示し続けたのである。この改正法は、少女誘拐殺害事件の被害者であるサラちゃんの名前から、サラ法と称されている。

【表-3：2000 年における改正点】

初回の届出期限を 14 日以内から 3 日以内に短縮
初回の届出は出頭しておこなうこと
警察は届出義務者の指紋を採取し写真を撮影できること
届出は指定された警察署においてなされるべきこと
警察は届出義務違反者を逮捕できること

## 届出義務違反に対する刑罰を引き上げること

### 3.2.2.3 2003年法制定

2001年に、さらに政府は見直し案を提示し、広く国民の意見を求めた。寄せられた意見を反映し、2002年に性犯罪者情報の管理強化の声明を発表した。2003年には法改正が実施され、2004年に施行された。これが2003年法である。本法は、住所、氏名、生年月日等を警察に届け出、更新させることによって性犯罪者の現在情報を把握しようとするものである。

#### 3.2.2.3.1 届出対象

届出義務の対象者は、強姦、性的暴行等の犯罪につき、有罪宣告もしくは警告を受けた者、または精神障害により無罪とされた者、もしくは精神上の無能力状態で行為をした者とされている。これらの者は、裁判所の命令等なくして届出義務が課される。また、2003年法施行時に、1997年法の届出義務に服している者も、原則として2003年法の届出義務が生じる。1997年法は施行日以前の有罪宣告についても、施行日時点で身体的拘束を受けている場合には、遡及的に届出義務を課している。そのため、1997年以前の犯罪についても、2003年法により遡及的に届出義務が課される場合がある。

#### 3.2.2.3.2 届出義務

有罪宣告または違反行為への警告日から3日以内に地域所轄の警察に届け出なければならない。届出は、犯罪者自身が出頭して実施する必要がある。届け出るべき情報は、生年月日、住所、国民保険番号、氏名である。さらに、警察は犯罪者の指紋採取、または、写真撮影をおこなうことができる。届出期間は、刑の重さ等に応じて2年から無期限まで定められる。30か月以上の自由刑の場合、終身にわたり届出義務が生じる。変更届出は、釈放後3日以内にすべきこととされる。さらに、毎年1回、届出内容を更新しなければならない。届出事項の変更は、変更日から3日以内におこなわなければならない。また、ある場所へ7日以上滞在する場合、その滞在地を届け出る義務がある。正当な事由がなく届出を怠る等の違反者は、6か月以下の自由刑または法定最高額を超えない額の罰金に処せられる。虚偽の届出をした場合、5年以下の自由刑に処せられる。

### 3.2.3 公衆保護命令

性犯罪者の再犯から市民を保護するため、2003年法およびその他の法律に基づいて、性犯罪者等に特別義務を課す裁判所命令が発せられることがある。

#### 3.2.3.1 2003年法に基づく命令

表-4は、2003年法に基づく公衆保護命令について規定している。これらの命令は刑事処

分ではなく、民事上の命令にあたる。また、命令に先立ち、仮命令を発令することもできる。命令および仮命令は、原則として警察の申し立てにより裁判所が発令する。ただし、犯罪者は不服として上訴をすることができる。また、違反に対しては罰則が設けられている。

【表-4：2003年法の公衆保護命令】

1. 届出命令
2. 性犯罪予防命令
3. 外国旅行禁止命令
4. 性的危害危険防止命令

### 3.2.3.1.1 届出命令

国外において、性犯罪の有罪宣告を受けた者についても、国内で類似の事件が発生したことを想定した上で、同様の届け出をおこなうよう命ずることができる。2003年法において新設された。

### 3.2.3.1.2 性犯罪予防命令

既存の性犯罪者命令と拘束命令の統合および改定によって、規定されたものである。対象者は、2003年法に掲げる犯罪について有罪宣告または警告を受けた者、および、精神的無能力者、同犯罪に相当する行為をした者である。効力の存続期間は最低5年間とされ、既に義務の期間が経過している場合であっても、命令の存続期間中は届出義務が課せられる。具体的には、被害者との面会禁止、子どもと接触するスポーツへの参加の禁止、16歳以下の少女と同一住居に暮らすことの禁止等が挙げられる。

### 3.2.3.1.3 外国旅行禁止命令

国外において子どもへの性犯罪をおこなう危険を防止するため、16歳以下の子どもを標的とした性犯罪について有罪または警告を受けた者は、旅行禁止命令が発令される。2003年法において新設された。

### 3.2.3.1.4 性的危害危険防止命令

命令要件は、過去に2度以上16歳以下の子どもを巻き込んだ性的行為や、子どもの面前での性的行為等によって、子どもへの危害が生じると推測される、合理的理由があることとされている。このとき、有罪宣告は要件に含まれておらず、犯罪を構成しない行為であっても、子どもに危害が生じると判断される場合は発令される。具体的には、インターネット上において、子どもにポルノ写真を送りつけること等が挙げられる。効力の存続期間は2年以上である。ただし、不作為を命じることができるのみであり、身体的拘束やカウ

ンセリングの受診等を命じることはできない。具体的には、特定の子どもと直接またはインターネットを介して、面会することを禁じること等が挙げられる。2003年法において新設された。

### 3.2.3.2 その他の法律に基づく命令

教師やベビーシッター、スポーツクラブのインストラクター等、子どもの世話や訓練、監督等を内容とする一定の職業への従事を禁止する命令を、上級裁判所が発令することができる。これは、公衆保護命令とは異なり、裁判所は原則として本命令を発令しなければならない。例外的に、犯罪者が子どもにとって危険でないことが明らかな場合には、除外することができる。

## 3.2.4 情報公開

### 3.2.4.1 非公開の原則

2003年法には、犯罪者の情報を一般公開する規定は存在しない。幼稚園やスポーツクラブ等、子どもに関わる仕事の雇用主が請求することによって、採用予定者の犯罪歴情報を警察が提供する場合がある。だが、この事項はあくまでも犯罪の性質に由来するものであり、届出義務制度によって認められているものではないとされている。政府による警察への通達は、公衆への危険の程度がプライバシー保護の必要性を上回る場合に限り、一般市民に請求権は認められていない。

### 3.2.4.2 例外措置

多機関公衆保護協定に基づく情報提供が、性犯罪者情報公開の例外措置として規定されている。犯罪発生リスクの統計に基づいて、警察が被害に遭遇する可能性の高い者、またはその保護者等に対し、犯罪者の情報を通知する場合がある。この制度は2000年に規定された。また、2003年には民間人を協議に参加させること等の規定が盛り込まれた。

## 3.2.5 効果

性犯罪認知件数は、1997年には33,165件であったものの、2003年には前年比17%増の48,654件にも跳ね上がる結果を示している。また、政府の発表によると、2002年に性犯罪に関する有罪宣告率は、1998年比の2倍に達している。性犯罪の再犯率も、刑の再宣告率の5.3倍に達するとされている。この数値は、性犯罪者が、刑を再度受けるには至らないがそのリスクの常習化が顕著であることを示している。しかしながら、2004年の届出義務者は24,572人であり、義務履行率は約97%と著しく高い。これは、一般公開していないからこその数値であると推測することができる。

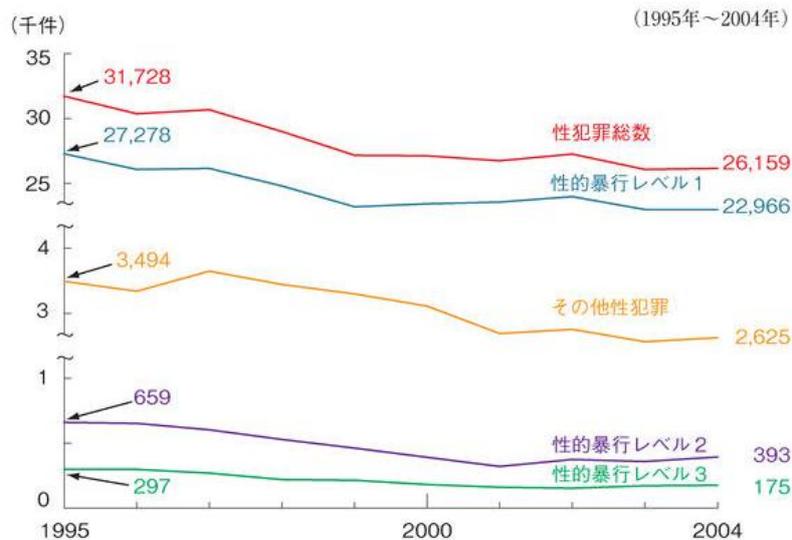
なお、2005年に、2003年法の改正案が提出された。対象者が登録住所に実際に居住しているか確認することができる住居立入調査の権限を、警察に付与するものである。従来の

対策効果は皆無であると言っても過言ではなく、犯罪者情報の一般公開へ踏み切るべくいっそうの改善を求めていく必要がある。

### 3.3 カナダ

図-3 は、1995 年から 2004 年における性犯罪の認知件数の推移を示している。性的暴行レベル 1 とは、被害者に軽症を負わせるまたは、傷害を伴わない性的暴行を表す。性的暴行レベル 2 とは、被害者に武器を用いる等により脅迫または、傷害を伴う等の性的暴行を表す。性的暴行レベル 3 とは、被害者に重度の負傷等や顔等の美観損傷を負わせるまたは、被害者の生命を危険にさらすこと伴う性的暴行を表す。人口当たりの発生率は 0.081% である。強姦罪に限定していないことが影響しているのか、アメリカやイギリスより高い数値となっている。補足として、アメリカの発生率は 0.032%、イギリスの発生率は 0.023%、日本の発生率は 0.049% である。

【図-3：性犯罪の認知件数の推移】



- 注 1 Canadian Centre for Justice Statistics の資料による。  
2 「性的暴行レベル1」とは、被害者に軽傷を負わせるか又は傷害を伴わない性的暴行をいう。  
3 「性的暴行レベル2」とは、被害者に対して、武器を用いるなどし、脅迫を行い又は傷害（性的暴行レベル1及び性的暴行レベル3の程度の傷害を除く。）を伴うなどの性的暴行をいう。  
4 「性的暴行レベル3」とは、被害者に重度の負傷等や顔等の美観損傷を負わせ又は被害者の生命を危険にさらすことを伴う性的暴行をいう。

（『平成 18 年度版犯罪白書』「性犯罪の認知件数の推移(カナダ)」より）

#### 3.3.1 概要

アメリカと同様に連邦制を採用している。だが、アメリカとは異なり、連邦憲法上、刑事に関する立法管轄権は連邦政府に属する。したがって、性犯罪者情報の登録に関する立法管轄権は、連邦に属する。2004 年に、連邦法として性犯罪者情報登録法が施行された。

なお、連邦登録法制定以前より、各州には性犯罪者情報の把握に関する法制度が整備されていた。

1993年に、政府関連組織が内外の先行事例を参考に、再犯リスクの高い犯罪者に対する情報登録制度およびその効果の調査を開始した。1994年には、子どもと関わる団体に限り、地元警察に要請することによって、特定の犯罪者に関する情報の入手が可能となった。また、2000年の犯罪者記録法の改正により、恩赦を受けた性犯罪者が子どもと関わる職業に就業しようとする場合、犯罪記録が一定の要件下において公開されることとなった。加えて、1997年に連邦刑法が改正されたことにより、性犯罪の長期受刑犯は、出所後の一定期間、地域社会が監視することが可能となった。連邦登録法は、更新および蓄積された届出情報を警察の捜査に役立てることを目的としている。また、同法は、性犯罪捜査を実施する警察が、迅速に実利的な情報にアクセスすべきこと、ならびに、性犯罪者のプライバシー、および社会復帰を尊重すべきことという2つの原則に従って運用されるべきであると規定している。

### **3.3.2 性犯罪者情報登録法**

#### **3.3.2.1 届出対象**

##### **3.3.2.1.1 命令による場合**

強姦や性的暴行等、一定の性犯罪について有罪宣告を受け、または精神障害のため無罪と判断された者が対象とされる。検察官の申立てに基づき、裁判所が届出義務命令を発令する。ただし、裁判所は、地域住民を保護する必要性と、義務の履行により犯罪者にもたらされる不利益とが著しく不均衡にならないよう考慮しなければならない。

##### **3.3.2.1.2 通告による場合**

州の司法長官または準州の司法大臣によって、法施行日以前の犯罪について、一定の範囲で遡及的に登録義務を課するものである。施行日時点において、一定の性犯罪について身体的拘束を受けている者、および施行日以前において、オンタリオ法の登録義務が生じている者、かつ、オンタリオ法施行日と本法施行日の間に、一時的にでもオンタリオ州に居住、もしくはオンタリオ州において犯行を起こした者が対象とされる。通告日から1年後に、届出義務が生じる。

#### **3.3.2.2 届出義務**

届出は、登録センターへ犯罪者自身が出頭して実施する必要がある。届け出べき情報は、氏名、生年月日、性別、住所、勤務先住所、通学先住所、電話番号、身長および体重、判別可能な身体的特徴である。これらに加えて、登録センターは、有罪宣告を受けた日時および場所、または精神障害により無罪と判断された日時および場所、届出命令が発令された犯罪について尋ねる権限が与えられている。また、目、髪の色等、犯罪者を識別する

ために役立つ情報を記録し、写真を撮影することができる。届出事項に変更があった場合、また、連続15日以上住所を離れる場合には、その旨を届け出なければならない。なお、故意に虚偽の情報または誤解を与える情報を届け出た場合等においては、10,000ドル以下の罰金または6か月以下の自由刑に処せられる。

### 3.3.2.3 届出期限

表-5は、命令および通告それぞれの届出期限の基準日を示したものである。届出期限は各基準日より15日以内とされている。加えて、氏名または住所を変更した場合は、変更日より15日以内に届け出なければならない。変更事項がない場合でも、前回の報告後11か月から1年の間に内容確認をしなければならない。

【表-5：届出期限の基準日】

命令による場合
身体拘束を受けていない状態における届出命令発令日
精神障害により無罪とされ、完全釈放または条件付き釈放された日
届出命令が発令された犯罪につき控訴中で、拘束を解かれた日
届出命令が発令された犯罪の刑の一部に服して釈放された日

通告による場合
身体拘束を受けていない状態における届出義務発生日
精神障害により無罪とされ、完全釈放または条件付き釈放された日
届出命令が発令された犯罪につき控訴中で、拘束を解かれた日
届出命令の発令された犯罪の刑の一部に服して釈放された日

### 3.3.2.4 届出期間

#### 3.3.2.4.1 命令による場合

略式起訴された日、または当該犯罪の刑期の上限が2年または5年の場合は、命令発令日から10年間とされている。また、刑期の上限が10年または14年の場合は、20年間とされている。終身刑である場合は、生涯にわたり存続する。なお、再犯者に関しては終身存続する。

#### 3.3.2.4.2 通告による場合

略式起訴された日、または当該犯罪の刑期の上限が2年または5年の場合は、精神障害のために無罪と判断された場合を含み、刑の宣告日から10年間とされている。また、刑期の上限が10年または14年の場合は、20年間とされている。終身刑である場合、または指定された犯罪の複数において刑の宣告を受けた場合は、終身存続する。

### 3.3.2.5 情報管理

性犯罪者情報はデータベース化され、連邦警察が維持管理しており、特定の者のみが情報の収集および登録を担当することができる。収集および登録作業は、十分に機密が保持される手順、環境下で実施されなければならない。

データベースには、氏名、住所等、届け出があった情報、登録時に職員が取得した情報、犯罪者識別法により採取した指紋、登録義務にかかわる犯罪状況、犯罪者が有罪宣告等を受けた日時および場所、当該犯罪の被害者の情報、届出義務命令または通告による届出義務の存続期間等が記録される。それらの情報は、原則として無期限に保持される。ただし、登録義務が課されている犯罪者が、裁判所から終了命令を受ける等した場合には、情報が抹消される。なお、登録情報の利用が認められていないにもかかわらず、故意に利用した者は、10,000ドル以下の罰金、または6か月以下の自由刑に処せられる。

### 3.3.2.6 情報公開

登録情報の閲覧は、原則として禁じられている。これは一般市民に限定されたことではない。ただし、例外として、連邦登録法を執行するために確認が必須である性犯罪事件担当の警察職員等に限り、閲覧が認められている。同様に、登録情報を他の情報と照合することは、連邦登録法を執行するためにその行為が必須である者に厳しく限定されている。また、登録情報の開示も、原則として禁じられているが、例外的に、法を執行するため必須である場合のみ認められている。たとえば、登録されている性犯罪者本人への開示、政府警察長官が認めた調査および統計のための利用等である。

## 3.3.3 各州における取り組み

各州は連邦に先行して性犯罪者情報の把握等に取り組んでおり、連邦政府は州との協議を踏まえて制度を制定した。

### 3.3.3.1 オンタリオ州

最初に性犯罪者情報登録法を施行した州である。1988年に11歳のクリストファー・スティーンソンちゃんが、性犯罪者の再犯により殺害されたことを契機に、性犯罪者情報の登録制度の検討が開始された。その後、2001年に性犯罪者登録法が施行された。これは警察が、社会復帰を果たした性犯罪者の所在を監視すること、また、性犯罪が発生した場合の捜査において、重要な情報源とすることを目的としている。したがって、一般市民への情報公開は禁じられている。

### 3.3.3.2 マニトバ州

1995年に、性犯罪者情報の地域への通知に関する諮問委員会を設立した。刑事司法や犯

罪心理の専門家と、一般市民の代表者による組織である。警察の諮問に応じて性犯罪者の再犯リスクを検討し、その性犯罪者の移住地域へ警告発令すべきか、助言をおこなう。この助言には、メディアを通じて州全体に周知、特定の地域や集団に対してのみ通知、通知不要等、段階的に分別されている。なお、最終的な責任は警察にある。

### 3.3.3.3 アルバータ州

州の情報自由・プライバシー保護法に基づいて、2002年に、再犯リスクが極めて高い犯罪者の個人情報インターネット上に公開された。インターネット公開の可否は、警察長官または政府警察副長官が決定する。なお、犯罪者情報を提供するサイトには、情報を犯罪に流用してはならないとの警告文が掲載されている。

### 3.3.4 課題

性犯罪者登録制度の意義を高めるためには、法施行以前の犯罪者についても遡及的に情報の登録義務を課すことが考えられる。現在、いくつかの州では、再犯リスクを鑑みて、施行日以前の刑期終了者に関しても情報登録を実施している。当初、連邦政府は、遡及的な登録は犯罪者の権利と自由を奪い、二重処罰禁止の原則に抵触する可能性があるとしていた。しかしながら、州・準州との協議以降、見解を変え、施行時点において身体的拘束を受けている者について、遡及的な登録を取り入れた。

一方、オンタリオ州は、義務履行率が約93%と高いことに注目した。一般市民が無制限に登録情報へアクセスできるアメリカと比較し、その一因は一般市民への情報公開へ踏み切っていないからであるとした。また、政府関係組織も、登録情報の公開は犯罪者の潜行を促し、過剰な警備や恐怖が蔓延する等の可能性を指摘した。犯罪者の処遇等の研究を実施している団体は、性犯罪者登録制度の効果を立証した近年の研究がないことを示しており、今後の調査研究に期待が寄せられている。

## 3.4 考察

性犯罪者の再犯防止対策として、日本は矯正施設および保護観察所における処遇プログラムのみであり、諸外国の多くは個人情報公開へ踏み切っている。しかしながら、各国の性犯罪の発生率には大きな差を確認することはできなかった。個人情報の登録義務は罰則規定が設けられているとはいえ、届け出は当人の良心に委ねられていることに問題があると推測する。義務の履行を怠る犯罪者こそが危険因子であるに違いない。

個人情報公開の次段階として考えられる対策は、GPS端末による監視である。2011年、宮城県が導入の検討を発表したものの、プライバシーの侵害や国民監視システムの実地実験を訴える声に封じられてしまったのか、いまだ続報を目にしていない。頓挫した可能性が高いが、国内でこのような動きが見られたことを大いに歓迎したい。

## 注

### (6) 加重 -27-

他人に重大な身体傷害を生じさせようとする行為であり、兇器使用の場合には 重大な身体傷害の結果がなくても「加重」とされる。

### (7) ミーガン法 -28-

#### 概要

ミーガン法とは、狭義にはニュージャージー州で 1994 年に制定された法と、1996 年に成立した連邦法のことをいう。だが、それに関連する一連の法を含めて呼称されることも多い。その内容は、性犯罪者に対し、居住地の当局に個人情報に登録する義務を課し、再犯の危険があると判断される場合には、住民や地域組織に対して、居住している事実および個人情報を開示する、というものである。

制定以前にも事件があった。1989 年、ミネソタ州のセント・ジョーゼフにおいて、武器をもち、覆面をした男が、11 歳のヤコブ・ウェッターリングくんを誘拐した。これを契機に、1994 年に、性犯罪者に対して、個人情報の登録、および更新を義務付け、さらに州に対して、登録制度の作成を要請する法律が成立したのである。ヤコブ・ウェッターリング法と呼ばれている。州に対する要請に応じない場合、連邦から州への補助金を削減するというペナルティ付きの強いものであった。ヤコブ・ウェッターリング法は、連邦段階の法律となり、そして、ミーガンちゃんの事件でより発展した法に変化した。1996 年、連邦議会は更なる法改正を成立させた。個人情報の登録だけではなく、情報を地域に開示することをより明確に示したのである。その後、性犯罪者の連邦レベルでのデータベースを 3 年以内の構築を決定する法も成立した。通常、1996 年に成立した法をミーガン法と呼ぶ。

#### 事件の詳細

1994 年、アメリカのニュージャージー州のハミルトンで、7 歳のミーガン・カンカちゃんが行方不明となり、死体で発見された。犯人として、近所に住むティメンデュカスが逮捕された。自宅に誘い込んで、殺害したことを認め、死刑判決が下された。

犯人のティメンデュカスは、ミーガンちゃんと顔見知りであった。彼女が犬好きであることを知っており、一緒に小犬を見ようと家に誘いこみ、彼の部屋に入った。ミーガンちゃんに触り、お尻に触れ、キスしようとしたところで、彼女は逃げようとした。だが、ティメンデュカスはミーガンちゃんの下着を裂き、首をベルトで絞め、床に押し倒した。バッグで頭を覆い、血がカーペットにつかないようにした。彼女の死体をおもちや箱に入れ、トラックで公園へ運んだ。彼の腕の歯形が、ミーガンちゃんのものである

ことが歯医者によって証言された。彼は彼女を殺害した後、死体と性交渉しようとしたという。殺害理由は、キスしようとしたことを母親に言われるのが怖かったからであったと、公判で述べた。

ティメンデュカスも、ミーガンちゃんの捜索時に、捜索隊に加わっている。しかしながら、ある警官は法廷における証言において、彼が自転車に乗っているミーガンちゃんを見たと話していたことを振り返り、その際、彼があまりにも挙動不審であったことを述べた。刑事も、警官に尋問されている彼が、震えて神経質になっていたことや、ミーガンちゃんの写真を見せた際、目が虚ろであったこと等を証言した。結果、懐疑の目を向けられ、その後、自白した。逮捕後に、ティメンデュカスが2度も逮捕歴のある子どもを対象とした性犯罪者であることと、同居している男性も同様であったことが判明した。警察の取り調べにおいて、何をしたかったのかという問いかけに、「触って、キスしたかった。傷つけたくはなかった。柔らかく、毛がないのが好きだ。」と答えたという。ティメンデュカスは、明らかに幼児性愛者であった。

ミーガンちゃんの母親は、幼児への性犯罪で2度も有罪になっている男が近所に住んでいること、そして、常に獲物を狙って、自分の娘に注目していたことを知らなかったことが、事件の原因であると考えた。その後、性犯罪者の居住事実を住民へ通達すべきとする法律の制定運動を開始した。事件が注目されただけではなく、この運動も効果を発揮し、ニュージャージー州では、異例のスピードで法律成立したのである。

死体発見から2週間後には、州政府が登録および情報開示のための法案を提案し、さらに2週間後には、本件が非常事態であることを理由に、委員会審議を省略して可決された。人権団体からの批判のため、ガイドラインの作成、危険度ランクを決定する要素等の作成、情報開示の範囲を制限すること等の条件が加わった。だが、法案の成立は、事件からわずかに3か月後であった。そして、1997年には47州が、性犯罪者の登録および情報開示に関する法を制定している。なお、この法が非常事態とされる雰囲気内で作成されたために、当初からその効果については疑問視する者も少なくなかった。

連邦法に関しては、ミーガンちゃんの両親がロビー活動を展開し、また、1996年が選挙の年でもあったことが影響して成立する運びとなった。驚くべきことに、下院での評決は418対0であった。ただちに上院でも可決され、クリントン大統領によって署名されたのである。

#### (8) 多機関公衆保護協定 (MAPPA) -32-

警察長官、地方保護観察委員会および刑務所行政所管大臣が責任機関として、地元の教育機関や、住宅・健康・福祉担当部署等と密接に協力し、犯罪防止、特に子どもを犯罪から保護するために必要な措置を採ることを内容とする制度である。イングランドおよびウェールズの42の地域において実施されている。

## 4 海外のその他による性犯罪再犯防止対策

### 4.1 韓国

#### 4.1.1 GPS 端末の装着

性犯罪者への GPS 端末の装着をいち早く導入した国は、もちろんアメリカである。しかしながら、アメリカは既に段階へと進展しているため、韓国の事例を紹介する。

韓国では、2008 年よりいわゆる電子腕輪法<sup>(9)</sup>が執行されている。図-1 は、装着端末の写真である。対象者の足首に、電子足輪と呼ばれる GPS 携帯を装着する。装置は小型の足輪であり、重さは 150g、完全防水、要充電の携帯端末とセットになっている。対象者は、強姦や性的暴行等によって 2 回以上もしくは 3 年以上の懲役刑が下され、かつ、出所後 5 年以内に再犯を起こした者、数回の性的暴行で常習性が認められた者、13 歳未満を対象に性的暴力を働いた者等のうち、出所や仮釈放後、再犯リスクが高いと判断された者である。検察官が装置の装着を請求する。刑の軽重にもよるが、裁判所は、最長 10 年間の装着命令を発令することができる。ただし、19 歳未満には認められていない。

【図-1：装着端末】



当初、足輪ではなく腕輪の導入が検討されていたが、犯罪者であろうと人権侵害があつてはならないとの判断と、違憲をめぐる世論の批判を回避するため、足輪が導入されることとなった。手首よりも足首の方が、装着の事実を他人に周知されにくいからである。中央管制センターが常時対象者の足取りをチェックしている。本端末を外す行為や立入禁止区域への侵入、故意による破損、逃亡等の違反者には、7 年以下の懲役、2000 万ウォンの罰金等が科される。導入当初、その効果は絶大であり、導入時からの 2 年間における 810 人の対象者のうち、再犯者はたったの 1 人であった。だが、昨今では、装着者の逃亡に関する話題に事欠かないのが現状である。足を切断する者まで現れたという。

GPS 端末の装着は、被害者に根本的な安心感を与えること期待される。だが、取り外し可能、かつ要充電式の GPS 装置を管理することができる犯罪者であれば、そもそも再犯リスクは低いのではないか。導入初期段階においては、一定の効果を発揮していたようであ

るが、制定後 5 年を待たずして対象者との協力体制が崩壊している。偶然端末が外れてしまい、偶然立入禁止区域へ侵入することがないわけではない。また、偶然端末を破損してしまうこともありうる。装着したままの逃亡や足の切断よりも、起こりうる可能性は圧倒的に高いであろう。それらが故意であった場合でも、証明することは不可能に等しい。人体から取り外す必要がなく、電池が不要の GPS 端末が求められる。

#### 4.1.2 化学的去勢

2010 年に、性犯罪者に対する性衝動薬物治療関連法を制定した。翌年 2011 年には、アジア初となる性衝動薬物治療、いわゆる化学的去勢の導入が決定した。既にアメリカの一部の州やデンマークが実施している。対象者は、16 歳未満を対象とした性犯罪者のうち、異常な性的衝動や欲求により、自身の抑制が不可能である 19 歳以上の犯罪者とした。検察官が精神科の専門医による診断に基づき、薬物治療命令を請求する。裁判所は、最長 15 年間の治療命令を発令することができる。罰金刑や執行猶予は該当しない。治療は、ルクリン等、前立腺がん治療に使用されている、性ホルモン抑制薬が用いられる。化学的去勢をめぐるのは、人権侵害論争が勃発しており、施行後も一部の学会や市民団体が社会的合意に至っていない。韓国政府は、児童を保護するためには避けられない措置としており、児童や青少年が性犯罪の危険から脱し、明るく健康的に発育する社会環境作りの一助になる期待感を示した。また、二重刑罰ではないかとの見解に対しては、精神治療と並行する等、治療的な要素が強いことを挙げ、理解を求めている。

だが、2012 年、常習性犯罪者対策には現行のままでは弱点があるとの判断から、化学的去勢の対象をすべての性犯罪に拡大することが決定した。これは、ソウルの主婦が電子足輪を装着したままの犯罪者に性的暴行を加えられた後に、殺害されるという事件が発生したことが契機とされる。また同時に、成人を対象にした強姦および強制醜行を、被害者の告訴なしに起訴することは不可能とする親告罪の対象外とする法改正もなされた。したがって、未成年や障害者を対象とした性犯罪だけでなく、すべての性犯罪が親告罪の適応対象から除外された。

アメリカのオレゴン州では、2000 年から 2004 年の 5 年間に仮釈放された性犯罪者 134 人のうち、薬物治療に応じなかった性犯罪者の再犯率が約 20%であったのに対し、治療を受けた者の再犯率は 0%であったという調査結果が出ている。当然のことながら、女性界における化学的去勢の全面拡大への賛成意見は圧倒的である。だが、韓国国内では効果の検証が実施されておらず、全面拡大は時期尚早とする意見も少なくない。しかしながら、日本への導入は到底不可能であろう対策である。さすが韓国と言うべきか。

## 4.2 台湾

### 4.2.1 監視システム

道徳的な話になるが、中華民族では、体面を重んじる精神と、儒教の伝統的風習によって、性犯罪は傷害や強盗等よりも極めて低劣なものと認識されている。いまだそのような教育が学校および家庭内でおこなわれているようだ。したがって、性犯罪者は、完全に社会的信用を失墜し、人間的にも永久的に劣等生として生きていかなければならない。しかしながら、台湾の性犯罪件数は、近年急激に増加している。とりわけ都市部においては、凶悪化かつ陰湿化してきているのが現状である。さらに、性犯罪者の再犯率は、他の犯罪と比較しても際立って高くなっている。アメリカやイギリスのように、性犯罪者を地域ごとに監視する仕組みや、個人情報インターネット上に公開するシステムの導入を検討しつつある。しかしながら、地域住民へ対する精神的副作用や、設置施設の経済的問題もあり、その実現はあまりにも非現実的であるようだ。

そういった国民性もあってか、台湾の再犯防止対策は、他国とは少々異なっており、至極驚愕させられた。それは、性犯罪者の自宅に監視カメラを設置、監視するというものである。原始的な方法ではあるが、監視時間帯に犯行に及ぶことはできず、確実に再犯を防止することができる。資料では、居間と寝室に1基ずつの計2台が、各部屋の天井に近い角に設置されていた。緩くパンニングし、居住スペースのほぼ全域を捕捉することが可能である。カメラは小型のレンズ口径が大きい高精度のものを用いていた。なお、監視時間帯は20時から翌朝7時とされており、その間、検察署がくまなくチェックしている。監視時間帯に対象者を確認することができない場合、検察署はすぐさま電話を入れ、在宅の有無および質疑応答をおこなう。

また、2005年には、性侵害犯罪防止法改正案が可決された。24時間の行動や位置を識別する、腕時計サイズの小型無線発信機の携帯を義務付けるものである。対象者は性犯罪の刑期満了前に出所した仮出所者である。生涯装着期間の有期および無期を規定する余地はあるものの、日常的にこの機器を装着して生活しなければならない。また、子供が集まる公園や女子寮に受信機を設置し、仮出所者が近づくと警戒音が発砲する仕組みや、警察への信号を送信する仕組みを検討するとした。だが、詳細は未定で、その後の動向を掴むことはできなかった。人権侵害にあたるのではないかとの見解に対し、台湾政府は、あくまで再犯を思い留まらせるための措置であることを強調した。再犯率が少なくとも10%低下するはずであると期待している。また、法改正を受け、性犯罪者の情報を集めたデータベースも整備されるという。

## 注

### (9) 電子腕輪法 -43-

正式名称は「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡装置着用に関する法律」である。常習的な性犯罪者に電子腕輪や腕輪のような装置を強制的に着用させ、その人物がどこで何をしているのかを監視できるというもの。

## 5 体内インプラント型 RFID タグ

### 5.1 RFID とは

#### 5.1.1 定義

RFID は、Radio Frequency ID の略であり、無線技術を使って IC チップの読み書きをおこなうシステムのことである。インレットと呼ばれる薄いフィルムに、IC チップとアンテナが内蔵されている。インレットをラベルシールやプラスチックカード、キーホルダーのようなタグに加工することによって、随所で活用される。タグやカードは無線 IC タグ、無線 IC カード等と呼ばれる。

#### 5.1.2 基本構造

RFID を活用するための基本構造として、タグそのものの他に、リーダー/ライターやホストコンピュータ等の周辺機器が必要である。RFID の頭脳にあたる IC チップには、コイル状のアンテナが接続されている。このアンテナに、リーダー/ライターから特殊な電磁波や電波を当てることによって生じる電気が、IC チップを駆動させるのである。電波には、数百 kHz の長波、数十 MHz の短波、数百 MHz の UHF 波、数 GHz のマイクロ波等、様々な周波数が使われており、国によっても若干異なる。周波数によって、交信距離や指向性、通信速度等の特性があり、利用目的や周囲環境に応じた選択が必要になる。

IC チップには、メモリが内蔵されており、書き換え不可能であるシステム領域と、書き換え可能なユーザデータ領域が存在する。システム領域の情報は不変であり、偽造やコピーをすることはできない。そして、リーダー/ライターから送られてくるデータを受信し、自らのメモリに格納されている情報を無線で送信する。表-1 は、情報の流れを示したものである。

【表-1：情報の流れ】

1. リーダー/ライターが、アンテナへ情報を送信するよう命令を送る。
2. アンテナが、命令を IC チップの通信回路へ流す。
3. IC チップが、アンテナへ通信回路経由で情報を送る。
4. アンテナが、受け取った情報をリーダー/ライターへ送る。
5. リーダー/ライターが、ホストコンピュータへ受け取った情報を通知する。
6. ホストコンピュータが、情報を画面に表示する。

すなわち、IC チップは情報の入れ物であり、その情報をリーダー/ライターが読み取り作業をおこない、ホストコンピュータが利用および管理する。こうした流れが確立されることによって、RFID タグが機能するのである。

### 5.1.3 種類

表-2 は、RFID タグの種類(10)を示したものである。

【表-2：種類】

項目	種類	備考
伝導媒体方式	電磁結合方式	
	静電結合方式	
	電磁誘導方式	
	マイクロ波方式	
	光方式	
アクセス方式	RO 型	読み取り専用型 (Read Only)
	WORM 型	書き込み/読み取り専用型 (Write Once Read Many)
	RW 型	読み書き可能型 (Read Write)
電源方式	アクティブ型	電池内蔵型
	パッシブ型	電池レス型 (アンテナから供給)
通信距離	密着型	0～数 mm
	近接型	～数 10m
	遠隔型	～数m
形状	ラベル形	ラベル形状で薄形
	筒形	直径数 mm の円筒状
	コイン形	直径 20mm 程度のコイン状
	カード形	54×86×数 mm のカード状
	箱形	タバコ箱程度の箱状
	スティック形	直径数 mm の棒状

### 5.1.4 特徴

表-3 は、RFID の特徴を示したものである。

【表-3：特徴】

- 非接触通信が可能
- 同時読み取りが可能
- 書き換えが可能

- 非接触通信が可能

リーダー/ライターに接触することなく、近づけることによって読み取りが可能である。

非接触であるため、RFID タグの摩耗が生じえない。また、電波や電磁波によって駆動するため、汚れやほこり等の影響を受けにくい。障害物がある場合でも、無線波の届く限り通信が可能である。したがって、たとえ RFID タグが何かに覆われている状況下においても、格納情報の読み取りが妨げられることはない。

- ・同時読み取りが可能

無線波によって通信するため、同時に複数の RFID タグへのアクセスが可能である。複数の RFID タグの情報が衝突することなく識別され、過不足なく RFID タグが付与された対象物を読み取ることができる。ただし、複数読み取り対応の RFID タグおよびリーダー/ライターの用意が必要となる。

- ・書き換えが可能

RW 型のメモリが搭載された RFID タグには、情報の追記や上書きが可能である。RO 型や WORM 型は、恣意的に書き込みがブロックされており、情報の改ざん防止を目的に用いられる。

### 5.1.5 留意点

周波数によっても異なるが、RFID の電波は金属や水に吸収される。RFID タグやリーダー/ライター付近にこれらがある場合は、情報の読み書きができなくなることがある。使用状況下に適した RFID を用いねばならない。また、電波は、似た周波数が周囲から発信されているときや、モーターの付近等、強い電磁波が発生している状況では、それらがノイズとなって、通信性能を劣化させることがある。同じ周波数の RFID タグが近くにある場合、同時に複数の RFID タグが通信を試みるべく混信を招くおそれがある。尚、アンチコリジョン機能<sup>(11)</sup>を搭載した IC チップやリーダー/ライターを用いることにより、回避することができる。さらに、無線通信が可能であるという利便性を持つ反面、盗聴や情報の改ざんの危険に晒されていることを忘れてはならない。重要情報を格納する場合は、暗号化等の適切な処理を以て、対策をおこなう必要がある。メモリのシステム領域には、書き換え不可能なユニークな番号が格納されており、コピーの作成は不可能であるといわれている。ただし、ユーザデータ領域の情報のみを用いてシステム制御をおこなう場合、簡単にコピーされ、不正利用される可能性は否めない。

### 5.1.6 考察

パスポートや運転免許証、クレジットカード、キャッシュカード等、今やありとあらゆる分野において RFID タグが利用されている。更なる小型化に成功した暁には、紙幣を始めとする身の回りすべてのものに IC チップが埋め込まれるに違いない。そして、残るは我々人間のみである。筆者が利活用を望んでいる犯罪対策分野はもちろんのこと、テロ対策等

の防犯分野や医療分野等における効果も期待される。言わずもがな、RFID タグの可能性は無限大なのである。既にアメリカでは、国内の病院への RFID システム導入によって、入院患者や救急搬入患者の識別や、診療記録を閲覧することができる病院スタッフの制限等が実施されている。

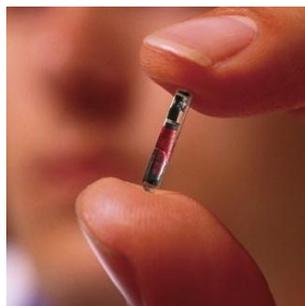
RFID タグの技術面にのみ注目する限りは、用いる周波数や電波を適切に選択することによって、体内への埋め込みに何ら問題は生じないと推測することができる。人体への装着場面においては、読み取り装置へ接触させることなくデータの読み取りが可能とされる特徴が、大いに活かされるに違いない。今後、いっそうの開発推進により、通信可能距離の大幅な飛躍、および更なる小型化の実現がもたらされることを確信している。

## 5.2 インプラント

### 5.2.1 実態

アメリカでは、まことしやかに囁かれている奇怪な噂もさることながら、既に多くの表立った実験や実例を確認することができる。犯罪多発地域における監視カメラやネット監視システムを提供しているオハイオ州の企業では、全社を挙げての実験および実用化が推進されている。個々の社員を識別すべく、社員全員の上腕に RFID タグを移植した。重要情報が保管されている部屋への出入りを制限することや個人情報の管理に利用しているという。体内への埋め込みが可能である 11mm ほどのシリコン製の RFID タグが用いられており、上腕三頭筋の脂肪組織に移植されている。現時点における健康上のリスクや影響は確認されていない。自らも移植した同社社長は、シリコンチップは身分証明のカードと同じであるとの淡白な見解を示しており、ただ腕の上部に埋め込んであり、専用装置でチェックされるだけのことであるとしている。図-1 は、移植された IC チップである。ただし、プライバシーの観点から本件を疑問視する声は少なくない。しかしながら、RFID タグを開発した企業内においても、社員 70 名を対象に実験を開始しているという。メキシコにおいても、より確実な身元認証によって汚職を一掃するため、司法長官自らが自身の腕、および部下の腕に RFID タグを移植し、話題となった。

【図-1 : IC チップ】



また、オバマ大統領は、2010年に医療保険制度改革<sup>(12)</sup>を打ち出した際、およびその後の記者会見において、ICチップのインプラントの必要性を明言した。納税管理を名目としていようではあるものの、そのタイムリミットが2013年3月であるとされる。つまり、アメリカにおける、ICチップのインプラント義務付けが取り沙汰されているのである。具体的には、銀行口座と直結し、預金残高、犯罪歴、職業、性癖、読書傾向等によって国民が3ランクに分別され、提供されるサービスが異なる見込みであるという。いくらアメリカとはいえ、国家規模での人種差別的な政策が大手を振って罷り通るとは甚だ考え難い。しかしながら、信用に足る情報源からの続報を確認することはできず、真偽のほどを解明することは困難である。

日本においても、体内インプラント型RFIDタグが人体へ移植される日はそう遠い未来ではないであろう。この技術そのものは、既に20年以上前から存在している。家畜やペットの管理や、鮭の移動を監視するために利用されてきた経緯があり、人間への埋め込みは至極当然の流れと言っても過言ではない。

### 5.2.2 課題

RFIDタグを人体へ埋め込むためには、医学的な検証が必須事項となる。他国の導入例や動物への実例が山積したところで、日本国内における認可が下りなければ実現は不可能である。非接触であるため、摩耗が生じえず、電波や電磁波によって駆動することから、汚れやほこり等の影響を受けにくいとはいえ、メンテナンスフリーで永久に動作可能であることが不可欠であろう。故障の度に抉り出すわけにもいかず、ましてやいくつも埋め込むわけにもいかない。幾度にもわたる手術は対象者への悪影響だけでなく、経済的な負担にも直結する。故障や充電切れが起こりえない技術を以て、GPSを搭載したRFIDタグを人体へ埋め込まなければならない。

しかしながら、日本では、国民総背番号制<sup>(13)</sup>の導入すら受け入れられていないどころか、身分証明書や個人識別ID等への生体認証チップの埋め込みすら、問題視されているのが現状である。個人情報漏洩が日常茶飯事であり、プライバシー侵害の危険性が急激に高まるのが原因である。RFIDタグ先進国ともいえずアメリカにおいても、システムの悪用防止対策が十分であるとはいえない。性犯罪者への導入以前に、情報の機密性を確約しなければ法案の通過は机上の空論に過ぎない。

### 5.2.3 異聞

現在、アメリカ中央情報局において、国家の指示通りに行動する人間を作り出す人間ロボット化技術、およびマインド・コントロールによる人間奴隷化技術が実用化されているといわれている。この2つの技術には、アイスピックに酷似した兵器が用いられる。対象とされる人間の額へ兵器を突き刺し、数秒間激しく回転させることによって、前頭葉の機

能を瞬く間に破壊するというのだ。結果、対象者は意志や感情を奪われ、外部からの命令に従うようになる。かつて、中央情報局は数万回に及ぶ前頭葉切除手術を繰り返し、いわゆる奴隷人間を作り出してきた。それだけに飽き足らず、瞬時に前頭葉を破壊するアイスピック型の小型兵器の開発に成功したのである。果たして、このような非人道的な強制的な人体実験を秘密裏に実行することは可能であるのか。対象者や関係者の手記等、証拠とされるものは見つかっていないのか。やはり、そこは世界最強と称されるアメリカである。一説には、中南米から誘拐あるいは金銭売買された人々、また、アメリカ国内等において誘拐されてきた子どもや女性、精神病院の患者、刑務所の囚人等を、実験台とすべく収集しているという。実験後は当然殺害され、死体は硫酸による溶解後、下水へ処分されているようだ。

体内インプラント型 RFID タグの最終形態としては、この都市伝説さながらの裏情報を完全に否定することはできないと考える。世の権力者たちは全人類をコントロールすることをも望んでいるに違いない。ましてや、世界のトップに君臨し続けているアメリカの奇怪ともいえる計画とあっては、より強く現実味が帯びてくる。信じるか信じないかはあなただ次第という白魔術的文言を以て、本論文を終えることとする。

## 注

### (10) RFID タグの種類 -47-

・伝導媒体方式

#### 電磁結合方式

向かい合わせたコイルの一方に、流した電流の大きさを変化させると、他方のコイルを貫く磁束の変化に伴って電圧が生じる。この現象を相互誘導という。RFID タグ側のアンテナとリーダー/ライター側のアンテナにコイルを用いて、交流磁界によるコイルの相互誘導によって、交信をおこなう。RFID タグへの電力供給は電磁誘導によって送信される。通信距離は、最大で数十 mm 程度である。静止状態におけるコイルの相互誘導によって通信をおこなうため、密着状態で使用される場合がほとんどである。メリットとして、水に強く、電池不要で作動するという点が挙げられる。また、電磁的ノイズにも強い。デメリットとして、通信エリアが狭く、金属に弱いという点が挙げられる。

#### 電磁誘導方式

リーダー/ライター側のコイルアンテナに交流電流をかけると、コイル近傍に誘導電磁界が発生する。この誘導電磁界内に RFID タグが入ってくると、タグのコイルアンテナに電磁誘導によって電流が流れる。この電磁誘導現象を利用して通信をおこなう。誘導電束の起動電圧を用いることにより、電力供給が可能である。通信距離は、リーダー/ライターからの磁束が十分に届く距離であり、最大で数十 cm～1m 程度である。メリットと

して、水に強く、電池不要で作動するという点が挙げられる。また、通信エリアが広い。デメリットとして、電磁的ノイズの影響を受けやすいという点が挙げられる。

#### マイクロ波方式

RFID タグとリーダー/ライター間で、マイクロ波を用いて通信をおこなう。RFID タグやリーダー/ライターのアンテナには、通常、平板に印刷されたマイクロストリップアンテナを用いる。通信距離は、電池内蔵したタイプのタグでは 10m 以上の通信も可能である。電池非内蔵タイプのタグでは数 m 程度である。メリットとして、電磁的ノイズに強く、通信エリアが広いという点が挙げられる。デメリットとして、水に弱く、人の往来で通信が遮断されるという点が挙げられる。

#### 光方式

近赤外線光発生源を利用して、リーダー/ライターが通信をおこない、RFID タグは、受光器としてフォトダイオードやフォトトランジスタ等を利用して、通信をおこなう。通信距離は数 10cm 程度である。メリットとして、処理が早い点が挙げられる。デメリットとして、要電池であること、通信エリアが狭いこと、また、有視界交信であるために人の往来で通信が遮断される点が挙げられる。

#### ・電源方式

##### アクティブ型

RFID タグ内に電池を内蔵する。自ら無線波を発して駆動する。メリットとして、通信距離が長いことが挙げられる。デメリットとして、電池を内蔵するため、電池交換もしくは充電等のメンテナンスが必要なこと、小型化に限界があること、コストが高くなることが挙げられる。

##### パッシブ型

RFID タグ内に電池を内蔵しない。リーダー/ライターからの無線波をエネルギーとして駆動し、タグの情報をリーダー/ライターに送る。メリットとして、電池を内蔵しないために、小型化が容易であり、電池交換等のメンテナンスが不要であることが挙げられる。デメリットとして、通信距離が短いことが挙げられる。電池を内蔵するパッシブタグも存在するが、アクティブタグのように無線波を発信するためではなく、回路の維持等を目的としている。

#### (11) アンチコリジョン機能 -48-

リーダー/ライターが検出範囲にある複数の RFID タグから同時に返信を受けることができる衝突防止機能のこと。本機能を備えるリーダー/ライターを用いることにより、

多量の RFID タグを一度に認識することができる。以下、3点の方式がある。

#### FIFO (First In First Out) アクセス方式

最初にリーダー/ライターの通信領域に入ってきた RFID タグを過不足なく順番に読み取る方式である。交信を終了した RFID タグには、アクセス禁止処理をおこなう。処理済の RFID タグが交信領域に複数存在している場合においても、新たな RFID タグが1つ交信領域に入ってくることによって交信が可能である。同時に2つの RFID タグが交信領域内に入った場合は、交信エラーとなり、交信が不可能になる。アクセス禁止処理がなされた RFID タグは、交信領域外に出ると再び交信が可能になる。

#### マルチアクセス方式

交信領域内に複数の RFID タグが存在している場合においても、すべての RFID タグと交信が可能である。複数の RFID タグを一気に読み取る方式である。

#### セレクトティブアクセス方式

交信領域内にある複数の RFID タグのうち、特定の RFID タグと交信が可能である。交信領域内のタグに番号を割り当て、割り当てられた番号を基準に、特定の RFID タグと交信をおこなう方式である。

### (12) 医療保険制度改革 -50-

アメリカ試みられている国民皆保険制度の取り組みである。オバマ大統領就任後の2010年に法律を成立させたことから、オバマケアとも呼ばれる。

### (13) 国民総背番号制 -50-

政府が国民全部一人一人に番号を付与し、個人情報管理しやすくする制度。電子計算機による行政事務の効率化を目的とする。

## 結びに代えて

---

1997年に発生した、神戸連続児童殺傷事件、いわゆる酒鬼薔薇聖斗事件を契機に、ようやく日本においても、犯罪者の個人情報公開するアメリカのミーガン法がマスコミに取り上げられた。子どもにとって、地域社会が安全であることは、健康に成長していくための最低条件である。だが、居住地域に常習的な犯罪者が危険因子を抱えたまま生活しており、かつ、住民がその事実を周知していない場合、誰もが身の危険を感じるであろう。地域住民には、自身や家族、あるいは知人を守るために、知る権利があるに違いない。

一般的に、刑期を終えた犯罪者は、刑務所で罪を償ったとされる。だが、再犯が一定の割合で起き続けている現状に目を背けてはならない。服役した事実が罪を消滅させるわけではなく、罪は当人に一生ついて回るものである。罪の軽重にかかわらず、犯罪者は一生をかけて償うべきである。二度と同じ過ちを繰り返さないために、自らを省みるべく服役が課されている。日本の再犯者に対する処遇プログラムは、その趣旨を如実に表現したものである。本来であれば、犯罪者はRFIDタグを体内に埋め込まれることなく、はたまたミーガン法を取り入れることなく、社会復帰を果たすべきである。だが、服役、及び講じられた再犯防止対策が無意味であったとき、犯罪者のプライバシーは無きものと化して然るべきである。

体内インプラント型の事例が少数であることは想定内であったものの、都市伝説のような秘密裏に計画が進行しているであろう情報の膨大さに戦慄した。性犯罪をタブー視する国内の風潮よりも、より禁忌の領域へ踏み込んでしまったのかもしれない。幸いにも、日本はアメリカよりもまだまだ安全な社会が保たれている。したがって、RFIDタグのインプラントが切迫した課題として論議される状況下にはない。韓国のような化学的去勢が表沙汰になる日など来てほしくもない。しかしながら、将来、アメリカのような社会へと変貌を遂げる日が来るかもしれない。そのとき、RFIDタグやそれ以上の対策の導入が適切であるのか、慎重に検討すべきである。

最後に、ゼミナール入室後2年間にわたり、ご指導ご鞭撻を賜りました山田正雄教授、9期10期の先輩方、ならびに11期の同期全員に、感謝の意を表し、本論文の結びの言葉とする。

以 上

## 参考文献

---

- ・法務省法務総合研究所『犯罪白書 平成24年度版』  
日経印刷 2012年
- ・法務省法務総合研究所『犯罪白書 平成21年度版』  
時事通信出版局 2009年
- ・法務省法務総合研究所『犯罪白書 平成18年度版』  
国立印刷局 2006年
- ・小林美佳『性犯罪被害にあうということ』  
朝日新聞出版 2008年
- ・小林美佳『性犯罪被害とたたかうということ』  
朝日新聞出版 2010年
- ・国立国会図書館『レファレンス』  
日本図書館協会 2005年
- ・大見孝吉『よくわかるRFID 電子タグのすべて』  
オーム社 2008年
- ・井熊均『ICタグビジネス 実践手法と新分野への適用』  
東洋経済新報社 2004年
- ・NTTコムウェア研究開発部『RFIDの現状と今後の動向』  
電気通信協会 2005年
- ・西村泰洋『RFID+ICタグ システム導入・構築』  
翔泳社 2006年
- ・山本節子『大量監視社会 誰が情報を司るのか』  
築地書館 2008年
- ・R.Flora, *How to Work with Sex Offenders*, 2001.
- ・J.F.Gilgun, *What Child Sexual Abuse Means to Women & Girl Perpetrators*, 2010.
- ・A.Sampson, *Sex Offenders and the Criminal Justice System*, 1993.
- ・T.Thomas, *The Registration and Monitoring of Sex Offenders*, 2011.
- ・M.A.Lewis, *Reducing Predatory Sex Offender Recidivism Through Effective Criminal Justice Measures*, 2011.

## 参考 URL

---

- ・ 内閣府  
(<http://www.cao.go.jp/>)
- ・ 法務省  
(<http://www.moj.go.jp/>)
- ・ 総務省  
(<http://www.soumu.go.jp/>)
- ・ 国土交通省 国土技術政策総合研究所  
(<http://www.nilim.go.jp/>)
- ・ 環境省  
(<http://www.env.go.jp/>)
- ・ 警察庁  
(<http://www.npa.go.jp/>)
- ・ 財団法人矯正協会 矯正図書館  
(<http://jca-library.jp/>)
- ・ 日経 BP Pro  
(<http://itpro.nikkeibp.co.jp/>)
- ・ WBB FORUM  
(<http://wbb.forum.impressrd.jp/>)
- ・ WIRED.jp  
(<http://wired.jp/>)
- ・ 日本ユニシス  
(<http://www.unisys.co.jp/>)
- ・ 日立製作所  
(<http://www.hitachi.co.jp/>)
- ・ 毎日新聞  
(<http://mainichi.jp/>)
- ・ 読売新聞  
(<http://www.yomiuri.co.jp/>)
- ・ 中央日報  
(<http://japanese.joins.com/>)
- ・ The New York Times  
(<http://www.nytimes.com/>)
- ・ New Jersey State Police  
(<http://nj.gov/oag/>)
- ・ State of California Department of Justice  
(<http://www.meganslaw.ca.gov/>)
- ・ The Official New York State  
(<http://www.ny.gov/>)
- ・ Sentencing Advisory Council  
(<http://www.sentencingcouncil.vic.gov.au/>)